

東彼杵町過疎地域持続的発展計画 (令和4年度～令和7年度)



令和4年9月策定
令和5年3月変更
令和6年3月変更
長崎県 東彼杵町

目次

基本的な事項

(1) 東彼杵町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	14

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	18
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	22
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	22

3. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29

5. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	33
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
7. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
8. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	45
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48
9. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
10. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	51
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	51
11. 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	52
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	53
事業計画（令和4年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	54

イ 歴史的条件

本町は、古墳時代の前方後円墳や、長崎街道の宿場町、平戸街道の起点などが伝えるように、遥か昔から海陸交通の要所として栄えてきた。江戸時代は大村藩の所領であったが、彼杵町と千綿村が昭和34年5月に合併し東彼杵町が設置され、現在に至っている。

ウ 社会的条件

本町は、高速道路（長崎自動車道）と2本の国道、JR1線が縦横に交差しており、長崎・大村方面、佐世保方面、佐賀・嬉野方面を結ぶ交通の要衝として古くから栄えてきた。加えて、令和2年度に佐世保市とを結ぶ（仮称）「東彼杵道路」の計画段階評価の手続きが国土交通省によって開始され、更なる交通インフラの整備が期待される。

エ 経済的条件

第一次産業のうち、農業では、生産に適した気候や地理的特性を活かし、茶、みかん、米、施設園芸によるイチゴ、びわなどを中心とした作目の栽培が行われている。また、肥育・繁殖牛や養鶏も行われ、特に茶は、県下の栽培面積となっている。

近年は、茶農家が農閑期に施設園芸によるミニトマト栽培や碾茶の製造に取り組み、経営の安定と多角化に挑戦する動きも出てきている。

林業は、これまで国、林業公社、生産組合を中心として、スギ、ヒノキの造林・保育が行われている。また、担い手不足により一部の民有林に荒廃が進んできている。

水産業は、大村湾を中心に漁業が営まれ、ナマコ、カサゴ、キス、タコ、イカなどの水産資源を有している。

しかし、第一次産業全般において、生産物の価格低迷や資材や燃料等の高騰により、極めて厳しい経営を強いられるとともに、地域の過疎化と就業者の高齢化に歯止めがかからず、就業人口は継続的に減少している。

第二次産業は、県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」と町営の工業団地に自動車関連産業や航空機関連産業を中心に15社を超える企業が操業し、約700人が働いているが、人口減少に伴い近隣市町からの通勤者が多数を占めている。

第三次産業は、交通の利便性を活かした県内大手スーパーの配送事業所や来客数年間100万人を超える道の駅「彼杵の荘」が立地しているものの、大多数を占める古くからある小売業やサービス業などは、ほとんどが零細な事業所であり、近隣地域の大規模小売店舗の進出等により、購買力の町外流失が進み、厳しい経営を強いられる。最近では若者を中心とした店舗の出店もあり、徐々にではあるが賑わいが創出されてきている。

また、佐世保市において誘致活動が行われている特定複合観光施設（IR）については、多くの来訪者や従業員による新たな需要の創出が見込まれ、本町へも大きな経済効果が期待される。

(2)人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、表1のとおり、戦後増加を続け昭和30年の13,788人をピークに減少に転じたものの、昭和45年から平成12年までの30年間は1万人台を維持していた。平成13年に住民基本台帳人口が1万人を割込むと、以後は7%前後の減少を続け、平成7年から令和2年までの25年間の中期減少率は△25.4%（△2,628人）となっている。

年齢階層別人口では、15歳未満の年少人口が昭和55年の2,317人に対し、令和2年には853人となり、40年間の長期減少率は63%以上が減少している。

また、15歳から65歳未満の生産年齢人口は、昭和55年の6,693人に対し、令和2年には3,855人となり、42%以上が減少している。特に15歳から29歳までの若年者の減少は顕著で、昭和55年の2,183人に対し、令和2年には699人となり、年少人口と同様に67%以上が減少している。

これに対し65歳以上の老年人口は、昭和55年の1,343人に対し、令和2年には2,991人となり、2.2倍を超える増加となっている。

今後の人口見通しについては、図1のとおり、日本国内の少子化による人口減少が続く中、本町の人口も減少傾向が続くことが予測され、令和12年には6,583人、令和27年には4,829人になると見込まれている。

令和2年と令和27年の見込みを年齢人口別に比較した場合、老年人口の減少率が約16%の減少に対し、生産年齢人口の減少率は約50%の減少、更に年少人口の減少率は55%の減少が想定されている。他方、老年人口は令和12年を境に減少に転じるものの生産年齢人口を上回り、令和27年には高齢化率が50%を超え、加えて年間出生数も僅か20人の予測となっていて、大変厳しい状況となっている。

表1 人口の推移（国勢調査）

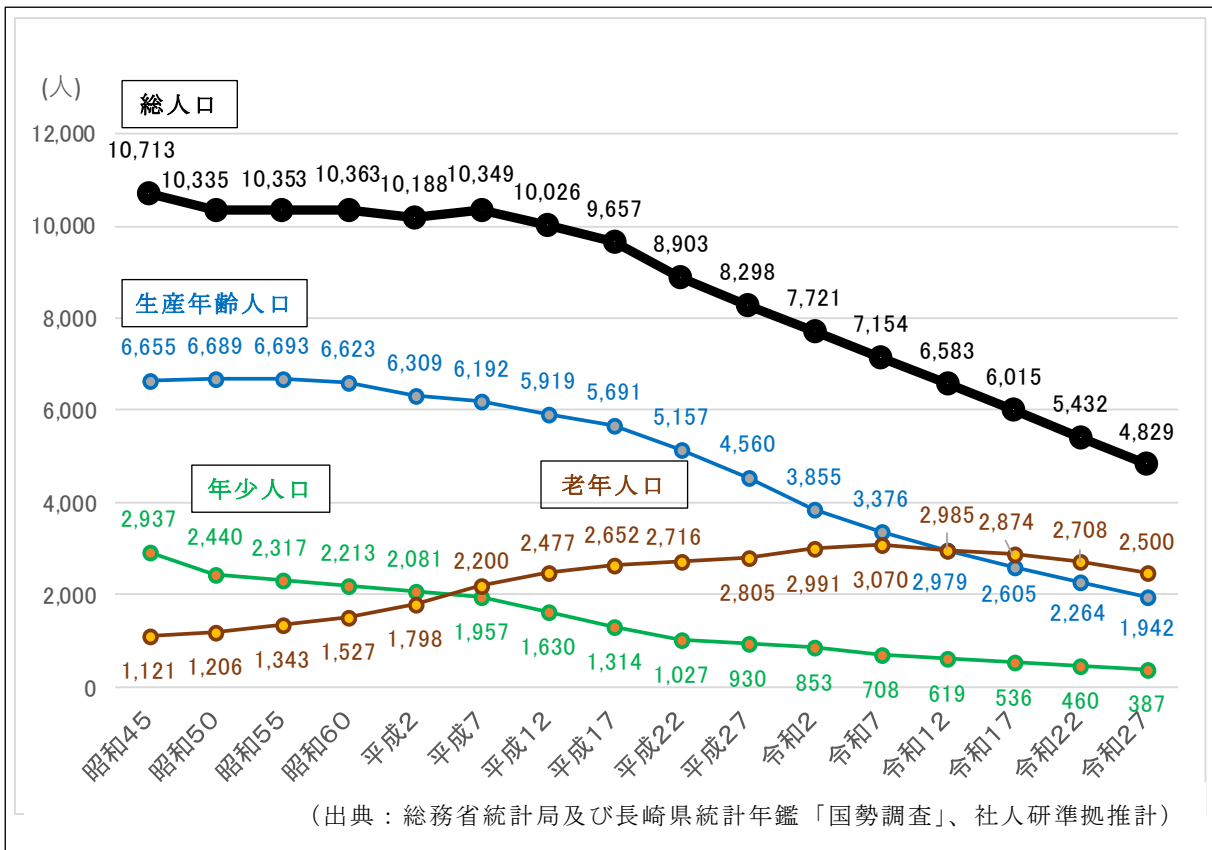
区分	大正9年	昭和5年	昭和15年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	
	実数	実数	実数	実数	実数	実数	実数	実数	増減率
総数	9,787人	10,574人	9,851人	13,556人	13,788人	12,553人	11,413人	10,713人	△6.1%
0歳～14歳								2,937人	—
15歳～64歳								6,655人	—
うち 15歳～29歳 [Ⓐ]								2,313人	—
65歳以上 [Ⓑ]								1,121人	—
[Ⓐ] /総数 若年者比率								21.6%	—
[Ⓑ] /総数 高齢者比率								10.5%	—

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,335人	△3.5%	10,353人	0.2%	10,363人	0.1%	10,188人	△1.7%	10,349人	1.6%
0歳～14歳	2,440人	△16.9%	2,317人	△5.0%	2,213人	△4.5%	2,081人	△6.0%	1,957人	△6.0%
15歳～64歳	6,689人	0.5%	6,693人	0.1%	6,623人	△1.0%	6,309人	△4.7%	6,192人	△1.9%
うち 15歳～29歳 [Ⓐ]	2,287人	△1.1%	2,183人	△4.5%	1,879人	△13.9%	1,580人	△15.9%	1,591人	0.7%
65歳以上 [Ⓑ]	1,206人	7.6%	1,343人	11.4%	1,527人	13.7%	1,798人	17.7%	2,200人	22.4%
[Ⓐ] /総数 若年者比率	22.1%	—	21.1%	—	18.1%	—	15.5%	—	15.4%	—
[Ⓑ] /総数 高齢者比率	11.7%	—	13.0%	—	14.7%	—	17.6%	—	21.3%	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,026人	△3.1%	9,657人	△3.7%	8,903人	△7.8%	8,298人	△6.8%	7,721人	△7.0%
0歳～14歳	1,630人	△16.7%	1,314人	△19.4%	1,027人	△21.8%	930人	△9.4%	853人	△8.3%
15歳～64歳	5,919人	△4.4%	5,691人	△3.9%	5,157人	△9.4%	4,560人	△11.6%	3,855人	△15.5%
うち 15歳～29歳 [Ⓐ]	1,537人	△3.4%	1,451人	△5.6%	1,176人	△19.0%	924人	△21.4%	699人	△24.4%
65歳以上 [Ⓑ]	2,477人	12.6%	2,652人	7.1%	2,716人	2.4%	2,805人	3.3%	2,991人	6.6%
[Ⓐ] /総数 若年者比率	15.3%	—	15.0%	—	13.2%	—	11.1%	—	9.1%	—
[Ⓑ] /総数 高齢者比率	24.7%	—	27.5%	—	30.5%	—	33.8%	—	38.7%	—

（注）年齢不詳があるため、0歳～14歳、15歳～64歳、65歳以上の合計値と総数はと一致していない。

図1 人口の見通し



イ 産業の推移と動向

本町の産業別人口総数は表2のとおり、昭和30年の6,298人と平成27年の4,283人を比較すると2,015人(32%)の減少となっている。

産業別で見ると、第1次産業就業人口は、農業従事者を中心に減少を続け昭和30年の4,545人(全就業者に占める比率72%)に対し、平成27年には721人(全就業者に占める比率17%)となり、大幅(64%)に減少している。

他方、第2次産業就業人口は、昭和30年の569人に対し、平成27年には997人(75%増)となり、全就業者に占める比率も9%から23%へと増加している。

また、第3次産業就業人口は、昭和30年の1,184人(全就業者に占める比率19%)から平成27年の2,542人(全就業者に占める比率60%)へと115%増加しており、第1次産業の就業人口推移とは対照的な傾向となっている。

表2 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,298人		5,938人	△5.7%	5,226人	△12.0%	5,317人	1.7%	5,166人	△2.8%
第1次産業 就業人口 (比率)	4,545人 (72%)		4,052人 (68%)	△10.8%	3,101人 (59%)	△23.5%	2,739人 (52%)	△11.7%	2,135人 (41%)	△22.1%
第2次産業 就業人口 (比率)	569人 (9%)		611人 (10%)	7.4%	831人 (16%)	36.0%	1,012人 (19%)	21.8%	1,335人 (26%)	31.9%
第3次産業 就業人口 (比率)	1,184人 (19%)		1,273人 (22%)	7.5%	1,291人 (25%)	1.4%	1,566人 (29%)	21.3%	1,696人 (33%)	8.3%

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,316人	2.9%	5,143人	△3.3%	5,050人	△1.8%	5,193人	2.8%
第1次産業 就業人口 (比率)	1,775人 (33%)	△16.9%	1,622人 (32%)	△8.6%	1,348人 (27%)	△16.9%	1,162人 (22%)	△13.8%
第2次産業 就業人口 (比率)	1,528人 (29%)	14.5%	1,384人 (27%)	△9.4%	1,502人 (30%)	8.5%	1,618人 (31%)	7.7%
第3次産業 就業人口 (比率)	2,010人 (38%)	18.5%	2,132人 (41%)	6.1%	2,197人 (43%)	3.0%	2,409人 (47%)	9.6%

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,894人	△5.8%	4,734人	△3.3%	4,443人	△6.1%	4,283人	△3.6%
第1次産業 就業人口 (比率)	1,019人 (21%)	△12.3%	1,026人 (22%)	0.7%	822人 (19%)	△19.9%	721人 (17%)	△12.3%
第2次産業 就業人口 (比率)	1,391人 (28%)	△14.0%	1,080人 (23%)	△22.4%	1,078人 (24%)	△0.2%	997人 (23%)	△7.5%
第3次産業 就業人口 (比率)	2,484人 (51%)	3.1%	2,623人 (55%)	5.6%	2,532人 (57%)	△3.5%	2,542人 (60%)	0.4%

(注) 分類不能の産業就業人口は総数に含め、産業別集計には含めていない。

(3) 行財政の状況

本町は、平成18年度に「第4次東彼杵町総合計画」を策定し、目指すべき将来像「太陽、緑、水のもと、すべてが躍動する町」を実現するため、着実な推進を図ってきたところである。また、平成26年8月に「第5次東彼杵町総合計画」を、平成27年10月に「第1期東彼杵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定し、令和2年3月には「第2期東彼杵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町が有する多様な地域資源や地域力を生かした取り組みを実施することにより、雇用を創出し、次代を担う子どもたちを育てるなど、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進している。

本町の財政状況は、町税などの自主財源が少なく、地方交付税、国県支出金等に依存した財政運営となっており、今後さらに深刻化する人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係経費の大幅な増加や新型コロナウイルス感染症の影響による税収の落ち込みにより、各種事業の財源確保が懸念される。

このような中、多様化する町民ニーズに的確に対応するため、町税の適正な賦課・徴収及び各種料金等の収納促進、町有財産の有効活用のほか、事務事業のゼロベースでの見直しによる歳出の効率化、プライマリーバランスを維持し町債残高の縮減を図るなど、将来を見据えた健全で計画的な財政運営に取り組む必要がある。

表3 東彼杵町財政の状況（決算カードから）

（単位：千円）

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	5,094,435	5,422,537	6,568,440
一般財源	3,026,982	3,118,910	3,090,917
国庫支出金	593,488	692,620	1,574,054
都道府県支出金	428,221	446,260	430,567
地方債	540,700	493,282	202,490
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	505,044	671,465	1,270,412
歳出総額 B	4,867,988	5,245,561	6,162,523
義務的経費	2,109,481	2,119,403	2,057,863
投資的経費	937,846	988,365	640,673
うち普通建設事業	900,975	929,221	516,618
その他	1,820,661	2,137,793	3,463,987
歳入歳出差引額 C (A-B)	226,447	176,976	405,917
翌年度へ繰越すべき財源 D	146,716	81,130	261,706
実質収支 (C-D)	79,731	95,846	144,211
財政力指数	0.27	0.27	0.31
公債費負担比率 (%)	24.2	20.0	12.0
実質公債費比率 (%)	16.0	10.0	10.4
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	81.6	80.5	85.8
将来負担比率 (%)	65.3	52.6	63.0
地方債現在高	6,616,380	5,343,036	3,973,857

表4 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道			
改良率 (%)	20.8	30.3	32.3
舗装率 (%)	94.9	95.2	95.3
農 道			
延 長 (m)	5,315	4,203	9,543
耕地1ha当たり農道延長(m)	5.87	5.14	14.18
林 道			
延 長 (m)	21,345	23,730	24,771
林野1ha当たり林道延長(m)	6.59	5.89	6.26
水道普及率 (%)	95.1	97.4	98.7
水洗化率 (%)	21.5	60.3	86.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	23.0	26.6	27.5

※人口は、各年度末の住民基本台帳人口

(4)地域の持続的発展の基本方針

本計画は、本町の持続的発展の基本方針として「第5次東彼杵町総合計画（平成26年度～令和5年度）」中の目指すべき将来像「小さくても、誇りを持って輝くまち」を掲げ、「今を未来へ」の基本理念のもと、10年後も「今のままでいいといえるまちへ」の実現のため、3つの理念を掲げ個別の政策に取り組んで行く。

また、「第2期東彼杵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図る。
第5次東彼杵町総合計画抜粋

①本町が目指す将来像

「小さくても、誇りを持って輝くまち」

将来にわたって美しく魅力ある町であり続けるためには、「人々の絆やつながり」「美しい自然の景観」「受け継がれた伝統文化」など今ある貴重な資源をまもり、さらに磨いていくことが重要です。

美しい自然環境を守り育てるとともに、町民一人ひとりが行動し、活動を通じて人々が集い、交流の輪を広げながら、誇りを持って輝くまちをこれからも創っていきます。

②基本理念

今を未来へ

10年後も『今のままでいい』といえるまちへ

『今のままでいい』という言葉は消極的に聞こえるかもしれませんが、しかし、しっかりと考えた上で出た「やっぱり今のままでいいんだ」という風に言えるほどの『今のままでいい』は消極的な意味とは違い、確信に満ちている『今のままでいい』となります。

東彼杵町では「今がいい」と思う部分をマイナスにしないように、満足している部分を維持できるように取り組むための計画であることが第5次東彼杵町総合計画の特徴です。

一方で、まだまだ『今のままでいい』と言えない部分も多くあります。その部分は、早く『今のままでいい』と言えるようになることを目指します。

時代の潮流が変わっていくほど『今のままでいい』を維持することはとても難しいです。『今のままでいい』は何も変化しなくていいというわけではなく、その時代の流れに合わせた上で、自分達で試行錯誤していかないと、10年後も『今のままでいい』と言い続けられる町に維持していく事は相当難しいです。

本町は『今のままでいい』といえる思いを大切にし、将来も『今のままでいい』と自信を持って言えるまちを目指します。

③総合計画の理念

視点

3つの理念

せめる

『10年後も魅力をつくり育てるまちへ』

せめるの視点の理念は、『10年後も魅力をつくり育てるまちへ』です。10年後も新たな魅力的な資源や、既存資源を活用し高められるまちを目指します。

まもる

『10年後も快適な日々をまもるまちへ』

まもるの視点の理念は、『10年後も快適な日々をまもるまちへ』です。安心安全に過ごすことができ、美しい景観を町民自らが守り続けられるまちを目指します。

つなぐ

『10年後も想いがつながるまちへ』

つなぐの視点の理念は、『10年後も想いがつながるまちへ』です。世代間交流の充実や文化の継承などを大切にしたい人と人、想いがつながるまちを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展を図るため、「第2期東彼杵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる数値目標を基本目標として定める。

基本目標	基準値 (5年平均)	目標値 (R3～R7の5年平均)	備考
転出超過数削減	▲37人	▲24人	35%削減

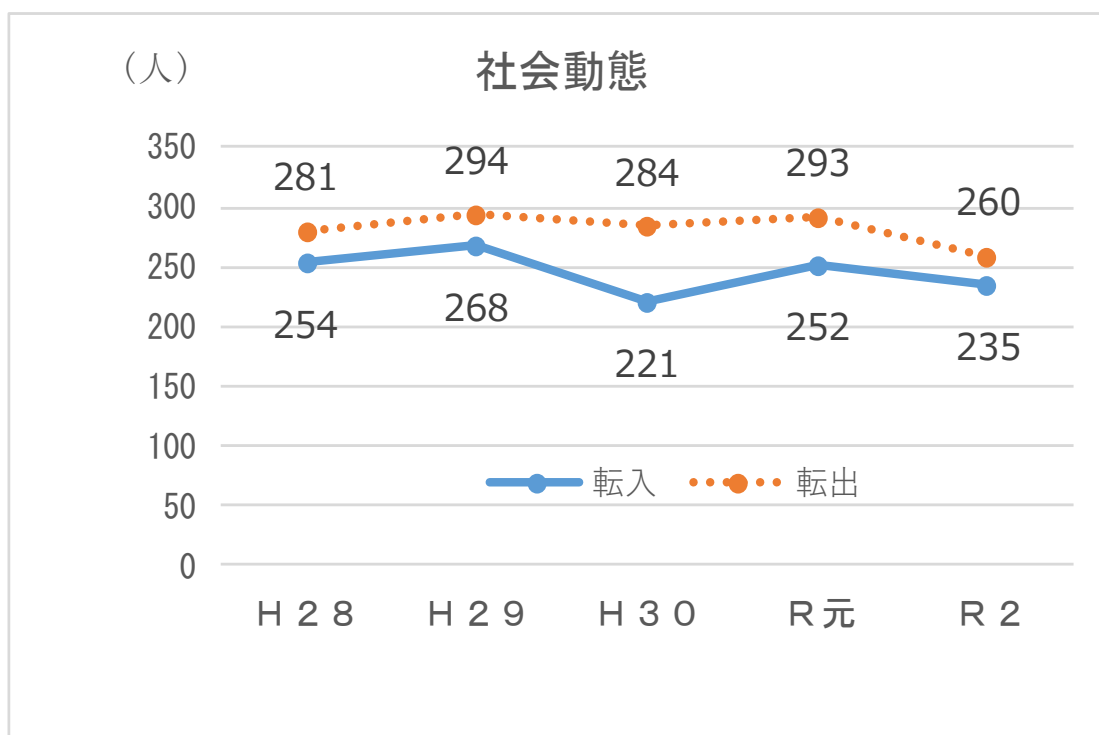
※目標設定根拠：東彼杵町まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標2の削減率を採用

表5 転入・転出の推移

(単位：人)

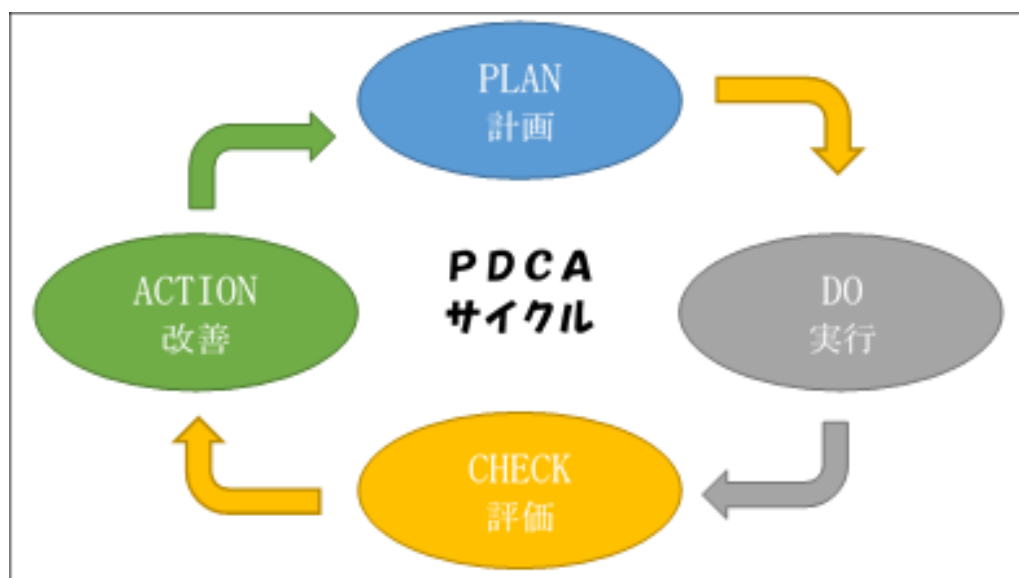
区分	H28	H29	H30	R元	R2	5年平均
転入	254	268	221	252	235	246
転出	281	294	284	293	260	283
合計	▲27	▲26	▲63	▲41	▲25	▲37

(出典：住民基本台帳年報第1の2表)



(6) 計画達成の評価に関する事項

分野別の対策及び事業計画を設定（PLAN）し、本計画に基づく施策を実施（DO）することにより、達成状況や効果について計画期間中の各年度終了後に町において効果検証し、住民への報告とともにホームページ等で公表（CHECK）を行う。更に、必要に応じて計画内容や実施方法等について見直し（ACTION）を図る。



(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共施設等は、既に66%が築30年以上経過するなど建物の老朽化が全体的に進んでいる。また長崎県内の離島を除く町では、町域が最も広いこともあり用途面で重複する施設も多数あるため、道路及び水道施設を含め計画的に更新・統廃合・長寿命化等を行う必要がある。

令和4年3月に『東彼杵町公共施設等総合管理計画』を改訂し、公共施設の複合化、集約化や広域連携等による保有量の最適化に努めるとともに、定期的な点検や診断により、計画的な維持管理を図り、長寿命化の取り組みを推進することとしている。本計画においても東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、公共施設等の適切な管理を行うために必要となる事業を適宜実施する。

なお、今後、公共施設等総合管理計画改訂の場合には、改訂後の計画に従い、必要な事業を適切に実施する。

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

《移住・定住》

人口減少による地域活力の低下が懸念される中、本町への移住を検討している方が、本町の風土及び本町での日常生活を体感するために一時的に居住するお試し住宅を最長30日貸付けるなど、移住希望者の視点に立ったきめ細かなサポートに努めてきたほか、長崎県や西九州させば広域連携都市圏の構成市町との連携による情報発信や都市部での移住相談会の開催などに取り組んできた。

特に、問い合わせの多い住宅関係の相談については、町内で増加している空き家の有効活用を促進する観点から、空き家バンク制度を整備し、情報収集・情報発信に努め、併せて移住奨励金や空き家改修に対する補助制度並びに定住促進のための住宅取得などに対する補助金交付による支援などを図ってきた。

これまで、毎年一定数の移住者確保や定住には繋がっているもの、空き家確保の伸び悩みなどと相まって、未だ社会減の状況は続いており、今後も引き続き、町民や移住者のニーズを捉えた効果的な施策の展開、情報発信の強化、関係人口の拡大に向けた取組強化に努める必要がある。

《地域間交流及び人材育成》

JR大村線の千綿駅は、かつて青春18きっぷのポスターにも登場した駅。昭和レトロ満載の木造駅舎、駅ホームからは柵一つ遮るものなく海を望め、特に大村湾に沈む夕日は絶景。近年ではソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）などでの拡散もあって、国内はもとよりコロナ禍前は国外からの来訪者も絶えない状況にある。また、平成27年に旧JA千綿支店米倉庫を町が借受け、小さな拠点として整備。若者のまちづくり団体の運営によって、休日には県内外から多くの来訪者がある。

多良岳県立公園の一角に位置し、千綿川の清流に沿って48の滝と淵が美しい溪谷の龍頭泉は、車や徒歩で気軽に行ける溪谷ということもあって、夏休みには親子連れや帰省客などによって賑わっている。

その他、新茶の季節となる5月に開催されるそのぎ茶市、秋には農産物の収穫を祝い開催するトラック市には、町内外からの来訪者で賑わいをみせる。

このような地域資源や恵まれた自然環境のほか、地域の文化や特色を生かした魅力ある行事などを活用し、さらなる交流人口の拡大を図る必要がある。

また、人口減少や高齢化をはじめ、生活様式や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの弱体化が懸念されている。そのため、担い手となる人材の発掘と育成、地域の魅力発信等を行う地域おこし協力隊の活用のほか、大学等との連携促進、デジタル技術の活用などによる人材の育成が課題となっている。

さらに、町内に高校生・大学生が通学する学校等がなく、通学に係る経費

が割高となっているため、修学における経済的負担の軽減を図り、持続的発展を担う人材の育成に繋げていく必要がある。

(2) その対策

《移住・定住》

本町への移住・定住を促進するため、住宅整備を進めるとともに、お試し住宅「大迫の宿」を使った移住体験の提供や空き家バンクの登録拡大などによる転入者への支援策を拡充するほか、地域の特色や食材、その他生活環境など、子育て中の地域おこし協力隊員による移住者目線の情報をSNSやホームページを活用し積極的に発信していく。

また、地方回帰の機運を捉えたりリモートワーク、ワーケーションの推進など、都市部からの人材や若い世代の移住・定住を促進するため、廃校舎を活用したワーケーションなどの取り組みを検討する。

その他、交通の利便、近隣の市町より安価な宅地と自然あふれる住環境を活かし、収入が少ない新婚世帯への家賃支援や遠距離通勤に要する経費の支援並びに持ち家取得に対する奨励金交付や民間事業者の宅地造成に対する支援などと、併せて各種産業の振興支援策を講じることで、移住定住の促進と転出抑制を図る。

《地域間交流及び人材育成》

地域の郷土芸能や伝統行事、地域固有の文化やスポーツ、農産物や特産品などを生かした地域住民主体のイベントや商工事業者によるイベント開催を支援するとともに、千綿駅や道の駅などの地域資源の活用を、町おこしグループや商工会などと協働して行うことにより、交流人口の拡大と移住希望者の増加を図る。

また、「そのぎ茶」を題材としたPR動画を制作し、国土交通省事業として整備が進む重点道の駅の情報提供コーナーやYouTube・町ホームページ上での発信や長崎県から譲与を受けた「旧長崎県立女子高等農学園」を再整備し、余暇を使った宿泊型農業体験や町民農園での活用などにより、都市部などとの交流拡大を図る。

人材育成は、地域おこし協力隊や県等による人材派遣制度の活用のほか、町内企業等の協力によるキャリア教育、地域への誇りを育む教育や地域活動の財政的支援による地域間交流の促進、地域で活躍する人材の育成に繋がる取り組みを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	宅地造成支援事業	町		
		定住促進住宅整備事業	町		
	(2) 地域間交流	宿泊型農業体験施設整備事業 既存施設の解体、宿泊体験施設新築	町		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	移住定住促進事業	町	
			移住支援金交付事業	町	
			空き家活用促進支援事業	町	
			持家奨励金交付事業	町	
			お試し住宅田舎暮らし体験事業	町	
			結婚新生活支援事業	町	
			遠距離通勤応援事業	町	
	地域間交流		そのぎ茶市開催支援事業	商工会	
			そのぎ花火大会開催支援事業	商工会	
			町のPR動画制作事業	町	
			地域コミュニティ活動支援事業	町	
	人材育成		地域おこし人材活用事業	町	
			通学費応援事業	町	
	基金積立		過疎基金積立金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

《農業》

農業は本町の基幹産業で、特に「そのぎ茶」は県内産の6割を生産し、天皇賞や日本一4連覇に輝いた基幹作目である。また、その他にも露地ミカンや施設園芸のイチゴ、肥育牛の飼養も盛んに行われているが、価格の低迷、資材や燃油の高騰、生産者の高齢化や担い手不足などにより、農家戸数や就農者数の減少等、農業構造の脆弱化が顕著な傾向として表れている。

また、農地は、大半が急峻な中山間地域であり、農地の区画が狭小で耕作条件が不利であるため荒廃農地も多く、生産者の高齢化や担い手不足等、農村地域の農地や集落の維持が深刻な問題となっている。

更に山間地に農地、農家が点在しており、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が多く発生し、農業経営の圧迫や生産意欲の低下が懸念されている。

表6 農家戸数、農業就業者数推移

	農家戸数			農業 就業人口
	自給的農家	販売農家		
平成12年	937戸	205戸	732戸	991人
平成17年	883戸	242戸	641戸	933人
平成22年	821戸	247戸	574戸	830人
平成27年	749戸	230戸	519戸	703人
令和2年	663戸	200戸	463戸	603人

※出典：農林業センサス

表7 農産物販売金額別規模別経営体数

区分	経営体数
計	468
販売なし	28
50万円未満	193
50万円～100万円未満	76
100万円～300万円未満	50
300万円～500万円未満	20
500万円～1,000万円未満	47
1000万円～3000万円未満	46
3000万円～5000万円未満	4
5000万円～1億円未満	2
1億円～2億円未満	1
2億円～3億円未満	1

表8 販売金額1位の経営体数

区分	経営体数
計	440
稲作	258
雑穀・いも・豆類	2
工芸作物	72
露地野菜	9
施設野菜	47
果樹類	28
花き・花木	1
その他の作物	5
肉用牛	18

※出典：令和2年農林業センサス

表9 有害鳥獣侵入防護柵設置実績・捕獲実績

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	電気	WM	電気	WM	電気	WM	電気	WM	電気	WM
受益戸数	8戸	44戸	6戸	9戸	0	17戸	3戸	30戸	0	6戸
延長(m)	450	3,438	700	885	0	2,385	330	4,333	0	620
捕獲頭数	1,174頭		1,017頭		635頭		1,085頭		959頭	

※電気：電気柵、WM：ワイヤーメッシュ柵、捕獲頭数：成獣＋幼獣

《林業》

本町の林業は、近年木材価格の一時的な高騰はあるものの、依然として低迷しており、年々林業従事者の減少、高齢化が進んでいるため、林業作業の省力化や労働力の確保、作業道の整備による「低コスト林業」と「収益性のある林業」の推進が喫緊の課題となっている。

森林の持つ国土保全、洪水防止、水源かん養などの公益的機能を十分発揮させる観点からも林道などの基盤整備、広葉樹植栽などの造林の奨励、間伐など森林整備、林業団体への支援・育成が課題である。

表10 森林面積

	総面積	国有林			民有林	独立行政 法人等	公有林	私有林
		林野庁	その他 官庁					
面積(ha)	3,956	774	774	—	3,182	—	156	3,026
構成比(%)	100.0	19.6	19.6	—	80.4	—	3.9	76.5

※出典：令和元年度 長崎県の森林・林業統計

《水産業》

本町の水産業は、全国にも稀な二重性の閉鎖性海域の大村湾を中心に零細な漁業が営まれているが、赤潮の発生や藻場の減少など漁場環境の悪化による漁獲量の減少、後継者不足、漁業者の高齢化などが課題となっている。

表11 漁業就業者数及び漁業経営対数の推移

調査年	漁業就業者数	経営組織						
		計	個人 経営体	会社	漁業協 同組合	漁業生 産組合	共同 経営	その他
H5	78人	58体	58体	0	0	0	0	0
H10	86人	61体	61体	0	0	0	0	0
H15	66人	54体	54体	0	0	0	0	0
H20	49人	40体	40体	0	0	0	0	0
H25	40人	35体	35体	0	0	0	0	0
H30	24人	22体	22体	0	0	0	0	0

※出典：漁業センサス

《商工業》

平成15年開業の道の駅「彼杵の荘」は、年間100万人を超える来客により賑わいを見せているものの、古くからある商店や飲食店は、人口減少及び高齢化に伴う人手不足や担い手不足等の理由により廃業するところが多い。近年では、移住者や若者がそうした空き店舗と本町が単独事業として実施している店舗活用補助金などを使いリニューアルした出店もあり、徐々にではあるが賑わいが創出されている。なお、買い物等は他の地域へ出向いているのが現状である。

工業は、工場等を新設又は増設した企業を支援するため、東彼杵町工場等設置奨励条例に基づく固定資産税の課税免除等によって、工業振興の促進と雇用の創出・安定を図っているが、新たな工場等用地の不足や労働力不足などにより、厳しい現状にある。

《情報通信産業その他の産業の振興》

人口減少や少子高齢化が進行する本町においては、あらゆる分野において人材確保が難しくなることが予想され、人手不足の解決策の一助として、急速な発展を見せるAIやIoTなどの次世代を担う技術を積極的に活用できる人材の育成が特に必要不可欠となっている。

《観光・レクリエーション》

SNS等で人気となったJR大村線の千綿駅や川遊びが楽しめる龍頭泉などには、町外から訪れる観光客も多く、交流人口の拡大に寄与しており、人口減少が進む本町にとって必要不可欠な観光施設である。

河川公園のやすらぎの里公園は、地元住民のふれあいの場として親しまれるほか、梅園、菖蒲園や桜並木の花見客、川遊びの親子連れなどにより賑わい地域活性化の一翼を担っている。また、本町は61%が山林という事もあって、三方が山に囲まれ、町内最高峰の遠目山(849m)から大村市の経ヶ岳(1076m)を経て諫早市(996m)の多良岳まで延びる中級者向けの縦走路や川棚町境に位置する九州百名山の一角をなす初心者向けの虚空蔵山(608m)は、コロナ禍とも相まって県内外の登山者が絶えない人気の低山で、森林レクリエーションの重要な資源となっている。

そのほか、西九州させば広域連携都市圏の広域連携事業として取り組んでいる周遊観光推進事業や圏域内の道の駅が共通のパンフレットを作成し観光情報発信などに取り組むことで地域の魅力を高め、交流人口の拡大を図っている。

しかしながら、既存の観光資源間の回遊性が乏しく滞在時間が短いことや町内飲食店、物産店の購買に直接結びついていないことから、これらを結節した賑わい創出するため、行政や観光関連事業者のみならず、町民一人ひとりが観光振興に積極的にかかわっていくことが重要であり、町民に対する意識啓発を行うとともに、多様な参画の場を設け町民が一体となった観光地づくりを行うことが必要とされている。また、龍頭泉をはじめとして、各施設の計画的な改修や登山道・林道の整備も必要である。

(2) その対策

《農業》

- ・持続可能な農業を実現するため、農道の維持管理や老朽化が進む既存のため池や農業用水利施設等を保全するための改修や改良などを行う。
- ・全国茶品評会等での最高賞を目指し、日本一そのぎ茶のブランディングを進め、販路拡大を図る。
- ・農業経営の効率化や安定化・高収益化等による農業所得の向上と担い手確保を図るため、農業用機械や施設の導入、農業用資材の購入等に対する支援を行うとともに、デジタル化を通じたスマート農業への転換を目指す。
- ・農業の担い手を育成・確保するため、認定農業者タイプ、新規就農者タイプ、多様な担い手タイプなど新たな補助支援制度を創設する。
- ・所得額の高い施設園芸については、JAと連携したリース事業による施設導入を目指す。
- ・大消費地の卸売市場などに対応した有利販売を進めるため、JAと連携し、安定的かつ大量に出荷できる産地体制づくりを図る。
- ・コロナウイルスや自然災害等による農業収入減に対応するため、農業経営収入保険制度への加入を推進・支援する。
- ・イノシシなど有害鳥獣被害の解消を図るため、猟友会と連携した効果的な捕獲や駆除の実施、持続猟友会の組織運営、ワイヤーメッシュや電気柵等の対策機器の購入などを支援する。
- ・食育や地産地消を推進するとともに、遊休農地等を活用した町民農園を設置し、交流人口の増加と自給自足的な農に携わる人材育成に努める。
- ・生産者の支援に即応した施策に向け、農地情報・農家情報等を基礎にした独自のデータベース化を図る。

《林業》

- ・林道や作業道の長寿命化等に取り組むとともに、東彼杵郡森林組合の施業環境改善に向けた支援を実施する。
- ・木材生産コストの縮減と効率的な施業推進施策として、機械設備の導入・更新や、スマート林業の普及を図る。
- ・グリーンツーリズムほか山林が持つ多面的機能を最大限に発揮できる事業に取り組む。
- ・森林経営管理システムにより、私有人工林の担い手への集積を進めるとともに、必要に応じて町森林経営管理事業を実施する。

《水産業》

- ・漁港護岸の整備や航路浚渫を図るとともに、後継者不足による危機的な状況を脱し、持続可能な地域漁業に向け新規漁業就業者の育成を図る。
- ・水産資源の確保や漁場環境の改善に努める。
- ・大村湾漁協と連携し、施設整備・増改築・設備導入等を支援する。
- ・密漁、違反操業に対し、漁場監視活動を支援する。
- ・漁家所得向上に向けた施設の整備や、道の駅との連携を図る。

《商工業》

人口減少及び高齢化に伴う人手不足や担い手不足などに対応するための経営改善の普及や創業者に対する支援を行い、商工業の活性化を図る。また、東彼商工会運営費への財政支援や小規模事業者指導事業に対する支援を行い、小規模企業の経営の安定と健全な発展を図るとともに、専門的なきめ細かい経営指導や制度の普及を推進することによって、商工業者の経営及び技術の改善向上を図る。

また、工場等設置に対する支援制度等や設備投資に係る課税免除などの情報発信を行い、企業誘致に努める。

その他、商店街街路灯のLED化促進や重点道の駅として生まれ変わった「彼杵の荘」の情報発信機能向上や更なる顧客・関係人口拡大並びに町内農林水産物の販売促進のため、道の駅駐車場の拡大整備や農林水産物加工施設建設に対して支援を行うとともに、地域の賑わい創出の拠点となるような施設の整備に対し支援を行う。

《情報通信産業その他の産業の振興》

長崎県産業振興財団や金融機関との連携を強化し、企業誘致に関する情報の収集やPR活動の推進を図る。

また、進出を考えている企業や既に立地している企業からの意見や要望などに対するフォローや工場新設・増設の際の課税免除などの支援や、雇用の場の創出、維持拡充についても積極的に取り組んでいくとともに、新型コロナウイルス感染症等を機に、急速にリモートワークが普及し、場所に捉われない働き方が広がっていることから、廃校舎などを活用したワーケーションやサテライトオフィスの推進について検討を行う。

《観光・レクリエーション》

新幹線西九州ルート開業や特定複合観光施設（IR）の誘致も念頭に置き、自然景観や歴史、文化、農業・漁業体験、千綿駅等、多様な観光資源の効果的活用とPRによる交流人口の拡大を図るため、旅行業の資格を持つ東彼杵町観光協会の財政的支援を図りつつ、滞在時間を長くするような観光ルートの創出や本町の様々な魅力を集約した着地型旅行商品の開発及び販売促進に連携して努めるとともに、相乗効果を生み出すために西九州させぼ広域連携都市圏の自治体と協同での観光振興に努める。

また、持続可能な地域活性化を図るため、龍頭泉や公園施設の改修などを行う。

※上記（２）その対策における各項目については、必要に応じて県内外の市町村との効果的な連携に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備	農業	農業用水路等長寿命化防災・減災事業 里水路橋長寿命化	町		
			農村地域防災減災事業（ため池整備） 防災重点農業用ため池 16か所	県・町		
			町単独農道整備事業 原材料支給等	町・地元		
			町単独農業用水路整備事業 原材料支給等	町・地元		
		林業	町有林造成事業 町有林の下刈り、間伐、作業道整備等	町		
			林業用機械導入事業 高性能林業用機械の導入	森林組合		
			町単独林道補修事業 路面補修等	町		
		(2) 漁港施設		水産物供給基盤機能保全事業 護岸補修整備	町	
				航路浚渫改修事業 漁港音琴地区 外2箇所	町	
		(3) 経営近代化施設	農業	省エネ型防霜ファン更新事業	取組主体	
	園芸ハウス整備事業			取組主体		
	農業用設備導入			取組主体		
	共同茶工場整備事業			取組主体		
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (施設整備・長寿命化)			取組主体		
	(4) 地場産業の振興	加工施設	農林水産物加工施設整備事業	町・ 民間事業者		
	(7) 商業	その他	道の駅「そのぎの荘」駐車場拡大整備事業 As舗装 A=4325m ²	町		
			商店街街路灯LED化更新事業	管理組合		
	(9) 観光又はレクリエーション		龍頭泉遊歩道整備事業	町		
			龍頭泉そうめん流し施設等改修事業 建物改修・公衆便所改修	町		
			やすらぎの里公園バリアフリー化及び遊具整備事業	町		
		シーサイド公園遊具整備事業	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	全国茶品評会対策支援事業	農業団体	
			新規就農者支援事業	新規就農者	
			多様な担い手支援事業	新規就農者	
			共同利用機械導入更新事業	取組主体	
			施設園芸経営支援事業	農業団体	
			家畜診療所整備拡充事業	NOSAI	
			優良雌牛確保支援事業	J A	
			肉用牛肥育経営安定対策事業	農業団体	
			森林組合林業振興事業	森林組合	
			ひとが創る持続可能な漁村推進事業	町	
			海底耕うん支援事業	大村湾漁協	
		商工業・6次産業化	商工会経営改善普及事業	商工会	
			商工会地域総合振興事業	商工会	
			商店街街路灯管理事業	管理組合	
			空き店舗等活用促進事業	町	
		観光	観光協会運営費補給事業	町	
		企業誘致	工場等設置奨励事業	町	
		その他	そのぎ茶ブランド化推進事業 販路拡大・P R等事業	町協議会 ・県協会	
		基金積立	過疎基金積立金	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域、振興すべき業種及び計画期間

減価償却の特例（法第23条）及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第24条）に規定する産業振興促進区域及び振興すべき業種等については、下記のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東彼杵町内全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和4年度～令和7年度	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

3. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

《情報化》

平地が少なく、集落が分散している本町において、地理的・時間的制約を受けない平等な行政サービスの提供、町民生活の利便性や地域産業の生産性の向上、企業誘致などを促進するためには、最新のデジタル技術を活用するための高速な情報通信基盤の整備が急務となっていた。

採算性が低く、民間独自での基盤整備は困難であったことから、町も財的負担を行うことで、町内全域への光ファイバーによる高速情報通信の整備を平成27年12月に補助事業として着手し、平成29年8月に町内全域への敷設が完成、全ての町民がインターネットを介した様々なサービスを楽しむ環境が整った。

今後は、この基盤を情報発信、産業振興、物流、医療及び教育の充実など、山積する地域課題の解決のために活かしていく必要がある。

特に、人口減少や少子高齢化が進行すると、あらゆる分野において人材の確保が難しくなることが予想され、人手不足の解決策の一助として、急速な発展を見せるAIやIoTなどの次世代を担う技術を積極的に活用していく視点が必要不可欠となる。

また、そのためには、地域課題解決のために新しい通信技術を活用できる人材の育成にも平行して取り組んでいかなければならない。

長期的な視点では、光ファイバー網よりさらに高速大容量の通信が可能な5G対応の携帯電話基地局の整備なども課題である。

《防災行政無線》

本町は、これまで民間サービスのオフトーク通信宅内機器を使い防災情報の伝達を行ってきたが、サービス提供終了を機に、携帯電話網やWi-FiなどのIP通信網を利用し、双方向・マルチデバイス対応の新たな防災情報配信システムによる配信を平成30年4月から供用を開始し、システム強化を図った。

今後は、デバイスとして配布したタブレット端末や専用個別受信機の老朽化や性能不足への対応や屋外運動施設などへの拡声器整備などが課題である。

(2) その対策

《情報化》

- ・AIやIoTなどの先端技術を積極的に活用して「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）」の推進を図り、行政サービスにおける手続きの簡略化や利便性向上、また地域課題の解決・改善などによる町民サービスの向上に努める。

- ・農林水産業、商工業など全ての産業分野において、作業の効率化や生産性の向上、販路拡大などへの新しい技術の活用可能性を探り、導入支援を行うことで、産業振興を図る。
- ・地域課題を自らの力で解決できる人材を育成するため、小中学校におけるICT教育の充実などに取り組む。
- ・今後、AIやIoTなどの先端技術により様々な方面でデジタル化が進むなか、スマートフォンなどの活用が必要となることが想定され、高齢者向けのスマートフォン講座を開催するなど、町民間の情報格差（デジタル・ディバイド）の是正に努める。
- ・高速通信を使ったリモートワークやワーケーションを推進することにより移住・定住を促進する。
- ・公共施設には、公衆無線LAN（Wi-Fi環境）や5G通信を整備するなど、住民の利便性向上を図る。

《防災行政無線》

- ・大規模地震発生時などの安全対策として、屋外拡声器を整備する。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政用無線施設	屋外拡声器整備事業	町	
		ブロードバンド施設	第5世代地域情報化事業	民間通信事業者 町	
		その他	公衆無線LAN（Wi-Fi）整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	デジタル技術活用	LINE活用事業	町	
		基金積立	過疎基金積立金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

《道路》

① 国道・県道

本町の道路網は、佐賀県と長崎県を結ぶ主要路線の一般国道34号と佐世保市と本町中心部を起終点とする一般国道205号が走り、産業、経済、文化の発展に大きく寄与してきた。しかしながら一般国道205号では、朝夕を中心に交通渋滞が慢性化しており、近隣の市町への移動の際や緊急車両の運行などに支障をきたしているほか、地域のまちづくりや活性化にも大きく影響している。更に一般国道205号は、緊急輸送道路に指定されているものの、代替路となる幹線道路が無く、通行途絶時には大きな迂回が必要となるなど課題が多い。そのため、国土交通省において速達性確保や代替路となる交通インフラを整備すべく、(仮称)「東彼杵道路」の計画段階評価作業が進められており、早期着工・早期完成が望まれる。

その他、一般国道34号と本町の観光地である龍頭泉とを結ぶ県道190号千綿溪線については、一車線区間があり、長崎県において離合箇所の整備が進められている。

② 町道

町道は、北東から町中心部を經由し南東に延びる一般国道34号と町中心部から西に延びる一般国道205号から山間の集落までを繋ぐ一級町道7路線3.4km、各集落間を繋ぐ2級町道16路線3.8km、その他町道214路線15.4kmの町道網がある。

舗装率は95%となっているが、狭隘路線や排水不良箇所、舗装や橋梁の老朽化などが問題となっている。

そのため、安全で快適な道路づくりを目指し、交通基盤整備や適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良を継続していく必要がある。

③ 農道・林道

農道は、農業生産の向上による農村生活の安定、集落間を結ぶ生活道路、地域の環境保全等重要な役割を担っており、特に中山間部を東西に横断する広域農道大村湾グリーンロードは、一般国道34号の代替路にもなっている。これまでは、新設や改良を行い農道網の充実を図ってきたが、今後は農業や生活環境を健全に保全するため、適切な維持管理を行い、農道の長寿命化を図る必要がある。

林道は、森林所有者や森林組合等が、森林施業などに利用するほか、登山や森林浴、水汲み等の目的で一般にも利用されているが、林業用として開設された道路であるため、急勾配や急カーブが多く、また未舗装の林道もあり、少量の降雨で路面が荒廃するほか、イノシシなどによる法面や路肩の掘り返しを原因とする落石や路肩崩壊も発生している。

《交通》

佐賀県との県境に位置する本町は、J R 大村線と佐賀県武雄温泉駅を結ぶ J R バスや高速道路の東そのぎインターチェンジ、一般国道 3 4 号を利用して長崎県を訪れる方々の玄関口となっており、SNS 等で人気となった J R 大村線千綿駅を訪れる方々が、全国から絶えない状況となっている。

交通体系は、J R 大村線が上下線合せて一日計 4 8 本運行し、また嬉野線として J R 彼杵駅～嬉野温泉バスセンター～佐賀県武雄温泉駅などとを結ぶ J R バスが上下線合せて一日計 1 4 本運行している。

路線バスは、自家用自動車の普及並びに人口の減少などに伴って廃止が相次ぎ、現在では佐世保駅前～彼杵本町～長崎空港間に一日 1 4 往復が運行している。

また、町域が広く、集落が分散していることから、経済活動や日常生活での自動車等の交通手段の利用が必要不可欠となっているが、自動車等の運転ができない子どもや高齢者にとって、通学や通院等日常的な移動の生命線となっている路線バスについては、これまでも路線維持のために支援を行ってきたが、歯止めが利かない少子高齢化の影響等による利用者の減少が続き、公共交通事業者の更なる経営状況の悪化を招き不採算路線からの撤退を余儀なくされる場面も生じたこともあって、町内集落と公共交通機関の連結や近隣市町を運行する路線バスとの連結並びに町役場や町内病院までの交通手段として、平成 1 6 年に町営バスを、平成 2 8 年からは小学校スクールバスを、また平成 3 1 年からは中学校スクールバスの運行を開始した。

今後は、町営バスの老朽化しているバスセンターや車両基地改築並びにスクールバスとの混乗や路線の再編による利便性向上、自由度が高い新たな地域コミュニティ自動車などの運行により、免許返納後でも安心して暮らせる街づくりが急務となっている。

(2) その対策

《道路》

① 国道・県道

一般国道205号の渋滞緩和対策について今後とも国に対し、引き続き要望していく。

また、(仮称)「東彼杵道路」については、高速交通ネットワークの早期整備が必要であることから、当区間について早期の事業化が図られるよう、引き続き、関係自治体と連携して強く要望していく。

その他、県道190号千綿溪線については、地域住民の利便性の向上と安全、安心な道路整備に向け、未整備の離合箇所について、引き続き事業主体の県に対し要望していく。

② 町道

特に優先度の高い路線から道路新設や局部改良、側溝整備などの手法により支障箇所の改善を図り、地域住民の利便性の向上を図る。また、経年劣化等に伴い、路面の損傷や劣化等の著しい路線については、舗装整備、路面修繕や橋梁補修等を行い、安全で快適な道路交通網の確保を図る。

その他適正な維持管理に努めるとともに、原材料支給や除草のための燃料の支給を行うことにより、防草法面コンクリートや除草を住民協働によって推進し、活力ある地域づくりをめざす。

③ 農道・林道

農業や生活環境を保全するため、適正な維持管理に努めるとともに舗装の更新、橋梁点検、部分的な改良や改修、また原材料等の支給等を実施し農道の長寿命化を図る。

林道については、改良、維持補修及び原材料の支給を行うことにより、間伐・枝打等の保育管理や木材搬出等の効率的な施業を確保し、利便性及び安全性の向上を図る。

《交通》

地域に合った持続可能な地域公共交通計画を作成し、計画に沿った町営バスや地域コミュニティ自動車の運行による交通網の整備やデマンド交通などの自由度が高い新たな公共交通ネットワークの構築に努める。

また、町営バス運行の安全性及び機能性向上を図るための車両更新や、安定した運行体制を確保するための車両基地の整備を行う。

その他、来訪者及び公共交通機関利用者の待合所や休憩施設としての機能を高めるために、バス・駅待合所施設の整備や改修を行う。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村 道	道路	大野原高原線道路改良事業（2車線） L=370m、W=6.0m（7.5m）	町		
			中尾本線道路改良事業（2車線） L=450m、W=5.5m（8.75m）	町		
			蔵本4号線改良事業 L=170m、W=5.0m（8.0m）	町		
			歴史公園線交差点改良事業 L=100m、W=5.5m（7.0m）	町		
			赤木幹線改良事業 L=320m、W=5.5m（8.5m）	町		
			西部線（2）改良事業 L=160m、W=6.0m	町		
			口木田地区排水路整備事業 L=150m	町		
			町道改良・新設事業 未改良対象延長	町		
			町道側溝整備事業 町内道路排水対策 対象：全町道	町		
			町道舗装補修事業 町内道路路面補修 対象：全町道	町		
			町単独町道整備事業 原材料支給	町		
		橋りょう	橋りょう長寿命化修繕事業 橋梁補修 152橋	町		
		(2)農道	町単独農道整備事業 原材料支給	町		
		(3)林道	町単独林道整備事業 原材料支給	町		
		(6)自動車 等	自動車	町営バス更新事業	町	
			地域コミュニティ自動車導入事業	自治会 等組織		
			デマンド交通自動車導入事業	町		
		(9)過疎地 域持続的 発展特別事業	公共交通	地域公共交通計画策定事業	協議会	
				生活交通路線維持補助金交付事業	町	
				町営バス運行事業	町	
	地域コミュニティ自動車運行事業			自治会 等組織		
	デマンド交通実証及び運行事業			町		
	基金積立	過疎基金積立金	町			
	(10)その他		町営バス車両基地・待合所整備事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

5. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

《水道施設》

本町の上水道事業は、昭和39年から一部地域に給水を開始し、その後、事業の創設と給水区域の拡張を行い、令和5年3月31日現在普及率98.8%とほとんどの人が利用できる状況であるが、全国及び本町全体の傾向と同様、人口減少等に伴い、給水量、有収水量は減少傾向にある。

水道管の総延長は179.4kmで、うち導水管、送水管といった基幹管路が24.5km、配水管が154.9kmとなっている。管種別では铸铁管が10.1km、塩化ビニール管が135.6km、鋼管等が37.7kmで、塩化ビニール管が76%を占めている。

飲料水の安定供給のため、老朽管の計画的な更新を行うほか、漏水頻発路線の改良、基幹管路の耐震化などを進めていくほか、未普及地域の解消に努める必要がある。

表12 上水道事業の現状 (令和2年度末現在)

区 分	内 容
年度末給水人口	7,605人
年度末給水戸数	3,092戸
年間給水量	1,061,488m ³
年間有収水量	792,494m ³
有収率	74.7%
法定耐用年数を経過した管の割合	12.5% (22.4km / 179.4km)
管路の耐震化率	43.1% (77.4km / 179.4km)

《下水処理施設（生活排水対策）》

下水道事業については、中山間地域の農業集落排水事業を平成9年度に供用を開始し、その後、農漁村地域の集落排水事業を平成13年度に供用開始した。また、公共下水道事業については、平成16年度に一部の供用を開始し、令和4年度末までに施設、管渠の整備事業を完了する予定である。今後は家屋の新築に伴う取付管の整備を行うとともに、今後も接続率の向上を図る必要がある。また、施設及び設備については、整備後順次供用を開始していることから、適切な維持管理を実施し、良好な下水道サービスを持続的に提供していく必要がある。

なお、下水道の計画がない区域については、浄化槽設置費用への町単独補助金の加算や浄化槽維持管理費に補助金を交付し、浄化槽の設置を推進している。

表13 公共下水道事業の概要 (令和2年度末現在)

区 分	内 容
事業期間	平成10年度～令和4年度
計画面積	159.7ha (認可面積)
計画人口	3,500人
工事概要	管渠 L = 5.0km、ポンプ施設 N = 17基
整備面積	150.8ha
整備率	94.4% (対認可面積)
供用開始面積	150.8ha (人口 3,439人、1,504世帯)
接続率	77% (対供用開始世帯数 1,150戸 / 1,504世帯)

表14 農業集落排水事業の概要 (令和2年度末現在)

【中尾地区】

区 分	内 容
事業期間	平成5年度～平成8年度
計画面積	2.4ha (認可面積)
計画人口	89人
工事概要	管渠 L = 0.6km、ポンプ施設 N = 0基
整備面積	2.4ha
整備率	100% (対認可面積)
供用開始面積	2.4ha (人口 89人、23世帯)
接続率	100% (対供用開始戸数 23世帯 / 23世帯)

【大音琴地区】

区 分	内 容
事業期間	平成9年度～平成15年度
計画面積	16.8ha (認可面積)
計画人口	394人
工事概要	管渠 L = 7.5km、ポンプ施設 N = 10基
整備面積	16.8ha
整備率	100% (対認可面積)
供用開始面積	16.8ha (人口 407人、149世帯)
接続率	89% (対供用開始戸数 133世帯 / 149世帯)

表15 大音琴地区漁業集落排水事業の概要 (令和2年度末現在)

区 分	内 容
事業期間	平成7年度～平成13年度
計画面積	5.0ha (認可面積)
計画人口	205人
工事概要	管渠 L = 1.3km、ポンプ施設 N = 1基
整備面積	5.0ha
整備率	100% (対認可面積)
供用開始面積	5.0ha (人口 206人、88世帯)
接続率	83% (対供用開始戸数 73世帯 / 88世帯)

《廃棄物処理施設》

本町のごみ処理やし尿処理などの廃棄物処理事業については、昭和28年に東彼地区町村伝染病組合を8町村で設立し、その後町村合併や経営内容の変更を経て、昭和34年に川棚町と波佐見町を構成町とする一部事務組合の東彼地区保健福祉組合（昭和41年に名称変更。以下「福祉組合」という。）で行っている。

町内の家庭等から排出されるごみ処理については、昭和45年に処理場が完成したが、老朽化等に伴い新たに平成31年4月に新処理場を整備し運営を行っている。今後、建設に係る負担金を始めとして、ゴミ処理作業車両の更新費用を含め焼却施設全般の定期的な改修費用などへの財政負担が課題である。また、近年の生活様式の変化、消費生活の多様化に対応した分別化とリサイクルの推進を積極的に行い、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを推進していくことも課題である。

し尿処理は、昭和39年から事業化され、平成13年に町内に処理施設が完成している。下水道の普及や人口減少に伴い処理量が減少し料金収入が減少する現下の状況において、定期的な施設更新費用や収集車の更新費用への財政負担が課題である。

《火葬場》

火葬場事業も、福祉組合事業として昭和45年から行っている。

現在の施設は昭和63年に改築され現在に至っているが、火葬場の施設本体や設備等に経年劣化が認められるため、計画的な維持補修が必要である。

《消防》

本町は佐世保市への広域消防委託により、常備消防体制の整備を図っているが、広域消防到着までに時間を要することもあって、初期消火活動における地域の消防団の重要性は非常に高く、これまでも小型動力ポンプ付(軽)積載車の購入や、防火水槽、消火栓、消防車格納庫・詰所の整備等により機能の充実を図り、消防団活動の促進を図ってきた。

しかしながら、消防団員となる若い世代の人口が少なく、団員の確保に苦慮しており、火災時に出動できる団員が減少していることから、今後も老朽化した施設及び設備の更新や少人数でも対応可能な消防資機材の充実が必要である。

《防災》

近年は史上稀に見る規模の台風や集中豪雨が頻発しており、避難生活が長期化することも想定しておく必要がある。

このような大規模災害に対し、平常時・災害時を通じて有効活用できる防災拠点施設の整備や防災情報提供システムの適正管理に努めるとともに、感染症対策等も視野に入れた避難所の環境改善に取り組む必要がある。

併せて、自主防災組織を育成し、災害に強い地域づくりを進めることも課題である。

《公営住宅》

町営住宅の管理戸数は、令和3年度末現在9団地、174戸である。

令和4年2月に作成した「東彼杵町公営住宅等長寿命化計画書」に基づき、維持管理を行っている。

表16

(令和3年度末現在)

住宅名称	所在地	戸数
蔵本A団地	蔵本郷1635番地	3戸
蔵本B団地	蔵本郷1720番地	12戸
千綿団地	駄地郷289番地	4戸
下川団地	彼杵宿郷329番地	29戸
駄地団地	駄地郷402番地	21戸
白井川団地	蔵本郷1259番地1	42戸
そのぎステーションハイツ	蔵本郷1772番地5	12戸
新白井川団地	蔵本郷1256番地4	36戸
セントラルハイツそのぎ	蔵本郷1859番地6	15戸

《河川及び排水路》

河川及び排水路は、町民生活に密接な関係があることから、安全で快適な生活環境を形成するため、二級河川改修工事の整備促進を図るとともに、町が管理する河川及び排水路について適切な維持管理を行う必要がある。

(2) その対策

《水道施設》

未普及地域の解消を図るとともに、安全な飲料水を安定供給するために漏水発生の可能性が高い老朽管の更新や、導水管、送水管などの基幹管路の耐震化と併せて、浄水場施設の改修・更新などを計画的に推進し、事故や災害に強い水道施設の整備に努める。

《下水処理施設（生活排水対策）》

下水道施設の長寿命化を図り、接続をさらに進めるため、戸別訪問を行い、接続率の向上を図る。また、施設及び設備の日常点検のデーターを有効活用してライフサイクルコストの低減化を行い、施設全体の持続的な機能確保を図る。

下水道の計画が無い区域については、個人が浄化槽を設置する際の工事費の一部を補助する浄化槽設置費補助事業への町費補助の加算や浄化槽維持管理費補助事業を実施し、生活排水対策事業の推進を図る。

《廃棄物処理施設》

福祉組合で運営しているごみ処理やし尿処理などの廃棄物処理事業施設の計画的な維持補修・更新やし尿汲取り車等の更新を計画的に行い、安定したごみの収集、処理体制を確保したうえで、資源物回収団体への補助金交付による再資源化物の回収や生ごみ段ボールコンポスト普及促進などの事業を総合的に展開することで、ごみの減量化を図り、環境への負荷が少ない循環型社会を形成する。

《火葬場》

福祉組合による施設本体や設備の定期的な保守点検及び計画的な修繕等を行い、火葬場の安定的な稼働を確保する。

《消防》

消防団詰所の更新事業に取り組むとともに、消防ポンプ車等の消防設備の老朽化の状況を見ながら、適切な配備、更新を進める。

《防災》

地域住民の安全・安心を守るための適切な施設管理を実施する必要があることから、避難所の施設改修工事等を実施するとともに、防災情報提供システムの安定的な稼働を確保する。

また、緊急時対応のため、第1次避難所に自家発電装置を整備する。

《公営住宅》

町営住宅の長寿命化や居住環境の改善等を図るため、計画的な改修を行い適切な維持管理に努める。

《河川及び排水路》

浸水被害のない安全で快適な生活環境の整備を図るため、幹川となる二級河川改修工事の整備促進について、管理者である県に対し要望しており、今後とも引き続き要望していく。

また、町が管理する河川及び排水路内に堆積した土砂の撤去、草木の伐採など適切な維持管理に努める。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	八反田地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ75 L=650m・φ40 L=160m	町	
		口木田地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ100 L=530m	町	
		口木田地区老朽施設更新工事（その2） 設計及び布設工事 管路L=1000m	町	
		瀬戸地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ40 L=600m	町	
		平似田地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ40 L=420m	町	
		音琴地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ100 L=150m	町	
		太ノ浦地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ40～φ30 L=1938m	町	
		才貫田地区老朽水道施設更新事業 配水管 φ50～φ25 L=1756m	町	
		彼杵給水区域内老朽水道施設更新工事 配水管 φ150～φ25 L=15.719m	町	
		千綿給水区域内老朽水道施設更新工事 配水管 φ125～φ25 L=6067m	町	
		坂本地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ150～φ25 L=9791m	町	
		里地区老朽水道施設更新工事 配水管 φ100～φ25 L=9404m	町	
		彼杵給水区域内老朽水道施設更新工事 土木10件・機械6件・電気35件・計装5件	町	
		千綿給水区域内老朽水道施設更新工事 土木5件・機械7件・電気12件・計装8件	町	
		才貫田地区老朽水道施設更新工事 土木2件・電気2件・計装3件	町	
		太ノ浦地区老朽水道施設更新工事 土木3件・電気3件・計装1件	町	
		坂本地区老朽水道施設更新工事 土木2件・機械4件・電気7件・計装3件	町	
里地区老朽水道施設更新工事 機械1件・電気6件・計装3件	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設	上水道	木場地区老朽水道施設更新工事 機械4件・電気4件・計装4件	町	
			一ツ石地区老朽水道施設更新工事 機械2件・電気6件・計装4件	町	
			赤木地区老朽水道施設更新工事 機械6件・電気6件・計装13件	町	
			中尾地区老朽水道施設更新工事 機械3件・電気7件・計装9件	町	
			蕪地区老朽水道施設更新工事 電気4件・計装7件	町	
			川内地区老朽水道施設更新工事 機械4件・電気5件・計装7件	町	
			中岳地区老朽水道施設更新工事 計装7件	町	
			簡易水道再編推進事業(川内地区) 設計、管路L=1340m	町	
			八反田地区水道未普及地域対策事業 設計及び布設工事 管路L=1450m	町	
			量水器取替工事	町	
			漏水修繕工事	町	
	(2) 下水処理施設	公共下水道	千綿宿地区舗装復旧工事 As舗装 A=3410㎡	町	
			八反田地区舗装復旧工事 As舗装 A=2240㎡	町	
			下三根地区污水管渠整備工事 開削工 φ150 L=50m	町	
			橋ノ詰地区污水管渠整備工事 開削工 φ150 L=73m	町	
			東町地区污水管渠整備工事 開削工 φ150 L=50m	町	
			八反田地区污水管渠整備工事 開削工 φ150 L=15.8m	町	
			東彼岸地区舗装復旧工事 As舗装及びCo舗装	町	
			マンホールポンプ交換工事 明時1号MP	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境 の整備	(2) 下水処 理施設	公共下水道	マンホールポンプ場設備更新事業 設計、本町1号MP他5か所	町		
			浄化センター更新事業 N=1箇所 設計、建物・設備更新	町		
		農村集落排 水施設	農(漁)業集落排水処理施設更新事業 N=2箇所 設計、建物・設備更新	町		
			農(漁)業集落排水管路・施設更新事業 管路 L=9,200m n=10箇所	町		
		その他	浄化槽設置費補助金	町		
	(3) 廃棄物 処理施設	ごみ処理施 設	ごみ焼却場オーバーホール工事負担金	福祉組合		
		し尿処理施 設	し尿処理場オーバーホール工事負担金	福祉組合		
			し尿汲取り車更新事業負担金	福祉組合		
	(5) 消防施設			消防ポンプ車及び小型動力ポンプ積載車 並びに小型動力ポンプの購入	町	
				分団詰所の整備	町	
				消防水利整備事業	町	
				デジタル無線設備更新事業	町	
	(6) 公営住宅			町営住宅改修事業	町	
				町営住宅改善事業	町	
	(7) 過疎地 域持続的発 展特別事業	生活	漏水調査事業	町		
		環境	浄化槽維持管理費助成事業	町		
		防災・防犯	防災情報提供システム運用事業	町		
基金積立		過疎基金積立金	町			
(8) その他	第1次避難所の自家発電整備 総合会館、農村環境改善センター		町			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進

(1) 現況と問題点

《子育て支援》

「第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し『すくすく のびのび 子育てを楽しむ 住みよいまち ひがしそのぎ』の実現に向けた施策に取り組んでいる。

ア 教育・保育の提供

本町には、令和4年4月1日現在、187人が通う民間の保育所等が3施設あるが、少子化の中、地域に根ざした特色ある教育・保育を実施しており、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを提供し続ける必要がある。

イ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立や経済的な問題など、様々な困難に直面しており、生活面、経済面の支援が求められている。

今後も、家庭の実態に応じた相談体制を充実するとともに、各種支援制度の周知を行い、支援制度の活用を推進し、地域社会参加への支援を進めていく必要がある。

ウ 放課後児童健全育成事業

本町には、児童140人程が利用する放課後児童クラブが2施設あり、利用希望者のニーズ量に対して適切に対応している状況であるが、彼杵小学校区のクラブについては、学校から離れた交通量の多い国道沿線に施設があり、交通事故等に巻き込まれる危険もあるため、移転新設する必要がある。

《高齢者福祉》

本町の高齢化率は、38.7%（令和4年3月1日現在）と非常に高くなっている。高齢化が一層進む中で、高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じて、住み慣れた地域で安全・安心な日常生活を続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むための、「第8期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を令和3年3月に策定しており、計画に基づき施策を進める必要がある。

また、町域が広い本町にあっては、免許返納後の高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっていたため、令和元年度から高齢者タクシー券助成事業により移動手段確保を図っており、今後も継続して支援する必要がある。

その他、高齢者等の福祉増進を図ることを目的に、東彼杵町社会福祉協議会に運営委託をしている東彼杵町福祉センターの改修や維持管理を適正に行い、快適、かつ、安全・安心な施設の維持管理が必要である。

《障害福祉》

「東彼杵町障がい者計画・（第6期）障がい福祉計画及び（第2期）障がい児福祉計画」を令和3年3月に策定し、『互いに理解し 支えあい 共に生きる』の基本理念のもと、障がい者が地域において自立し、積極的に社会参加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現をめざしており、今後も継続的に取り組む必要がある。

また、障がいのある人の日中活動をサポートする機関として、福祉組合が運営している東彼地区障がい者支援センターの機能強化や老朽化した施設の更新が特に課題となっている。

《健康増進》

町民の健康の増進、体力の保持・向上及び町民相互のふれあいを図るための施設である東彼杵町保健センターでは、子どもから高齢者まで集える町民集いの広場や町民の健康づくりとしてのトレーニングルームの開設並びに健康教育、健康相談、各種健（検）診事業などを実施している。

引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進していくためにも、保健センターの適切な維持管理を進める必要がある。

(2) その対策

《子育て支援》

- ・地域に根ざした特色ある教育・保育サービスを充実させ、子育て環境の向上を図り、その他出産祝い金や育児報奨金による財政的支援を行う。
- ・保育料を全額補助することで、どのような家庭であっても経済的な不安を感じることなく等しく子育て・教育ができる環境を整える。
- ・ひとり親家庭等に対する各種支援制度の周知や制度活用と地域社会参加の促進を図る。
- ・放課後児童クラブの施設設備及び備品等の充実に努めるとともに、学校から離れた場所にある児童クラブを移転新設する。

《高齢者福祉》

- ・高齢者の尊厳の保持を図る。
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。
- ・途切れることのない高齢者支援施策を展開する。
- ・高齢者タクシー利用券助成事業の継続実施により高齢者などの交通弱者対策に取り組む。
- ・東彼杵町福祉センターの老朽化への対応や設備機器の更新を計画的に実施し、適切な維持管理に努める。

《障害福祉》

- ・障害者の発達、成長、自立、生活の支援を推進する。
- ・障害者の社会参加を促進する。

- ・支え合いのしくみづくりを推進する。
- ・東彼地区障がい者支援センター施設の建て替えを実施する。

《健康増進》

- ・地域住民の健康づくりについては、成人、母子保健事業等の推進を図る。
- ・妊娠出産を希望する夫婦への財政的支援を行う。
- ・東彼杵町保健センターの老朽化への対応やトレーニング機器更新を計画的に実施し、適切な維持管理に努める。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(3) 高齢者 福祉施設	老人福祉センター	福祉センター改修・設備更新事業	町		
	(5) 障害者 福祉施設	地域活動支援センター	東彼地区障がい者支援センター建替え事業	福祉組合		
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター		保健センター改修事業	町		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉		放課後児童対策補助事業	町	
				子育て用品購入費補助金	町	
				保育料無償化事業	町	
	高齢者・障害者福祉			百寿祝金支給事業	町	
				敬老行事助成事業	自治会	
				いきいきサロン運営費補助事業	サロン組織	
				緊急通報システム活用事業	町	
			高齢者タクシー券利用助成事業	町		
		シルバー人材センター運営費補助事業	シルバー人材センター			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(8) 過疎地 域持続的発 展特別事業	健康づくり	食生活改善団体支援事業	協議会
			いきいき百歳体操取組支援事業	取組組織
	その他	民生委員児童委員活動援助事業	町	
		出産祝い金事業	町	
		育児報奨金事業	町	
		特定不妊治療費助成事業	町	
		基金積立	過疎基金積立金	町
	(9) その他	放課後児童クラブ整備事業 彼杵小学校放課後児童クラブの移転 新設に係る経費	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町は、本県の県央医療圏域に含まれている。

町内には病院1か所（精神科）、医院6か所（内科、整形外科、眼科）及び歯科診療所4か所の民間医療機関があるものの、公立病院や救急病院がなく、充実したものとはいえない状況である。

また、産婦人科や小児科などの専門の医療機関はなく、町民は必要に応じて町外の病院に通院している状況にある。

(2) その対策

住民が安心して日常生活が営まれるよう、初期から三次までの救急医療については、県央医療圏域内及び町内の医療機関並びに県央保健所と連携しながら、医療体制の確保に努める。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(4) その他	救急医療対策事業	郡医師会	
		救急搬送応需システム運営事業	佐世保 広域圏	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

8. 教育の振興

(1) 現況と問題点

《学校教育》

本町には、小学校2校、中学校1校があり、少子化の進行により、児童生徒数が大きく減少傾向にある。

学校は、ICTを活用した深い学びのある授業や町内の豊かな自然環境の中で営まれる農業や漁業、地元で伝わる文化芸能等を学習に積極的に取り入れ、心豊かな生きる力をはぐくむ、特色ある学校づくりに努めている。

学校施設は、昭和40年から50年代に建設されたもので、老朽化が進行している。開かれた学校として、児童生徒のみならず、一般の方から高齢者、障害のある方の利用も想定されるため、機能的、かつ、快適で、安全・安心な学校教育施設を整備する必要がある。

また、統合後の遠隔地からの通学支援として、彼杵小学校及び東彼杵中学校までスクールバスの運行を行っているものの、町域が広い本町において、町営バスとスクールバスの連携やスクールバス運行地域外の児童生徒の安全・安心な通学手段の確保が喫緊の課題となっている。

その他、昭和56年に給食センターを建設し、学校給食を提供しているが、施設・設備や搬送車の老朽化が進行しており、施設全般の長寿命化や車両の更新事業を早急に取り組む必要がある。

さらに、近年の光熱水費や食料品等の物価高騰の影響により、保護者の経済的負担が大きくなっており、保護者の負担軽減に繋がる取り組みも必要となっている。

《社会教育》

高齢化に向け、地域社会での繋がりや各種サービスの担い手が重要となるため、住民相互の助け合いをはじめとした様々な地域活動への主体的な参画が必要となっている。

本町の将来を担う人材の育成は、町づくりの基盤となるとの認識から、人材の確保と育成を図ることが急務の課題である。

加えて、生涯学習に対する町民の需要は今後さらに高まって行くことが予想されることから、町民が求める学習メニューを中心とした教室・講座の開設、町民が主体となった活動への支援や学習内容、情報提供の充実を図っていく必要がある。

町民のコミュニティづくりや生涯学習の拠点となる東彼杵町教育センターの機能充実や老朽化への対応を実施し、安全で快適な利用の促進を図る必要がある。

教育センター分室図書室では、およそ2万7千冊の蔵書があり、本や雑誌等の貸し出しを行っている。また、町内の学童保育やこども園、保育園等と連携して、子どもたちが図書に触れる機会を増やすために、読み語りボランティア団体が読み語りや紙芝居、手あそび等の活動を行っている。高齢者が住みやす

く、子育て世代が定着しやすいまちづくりを推進し、情報格差を是正するためには、図書室の役割は大きく、老朽化した図書室の建替えや蔵書の確保、視聴覚機器の拡充を図り、更にきめ細かいサービスを展開する必要がある。

《社会体育》

本町におけるスポーツの需要は、競技スポーツに限らず、健康づくりや趣味、地域活動としてのスポーツ・レクリエーション活動を志向する人が増加しており、生涯にわたってスポーツに親しむことは、地域づくりにおいても重要な役割を担っている。特に青壮年のソフトボールや高齢者のグラウンドゴルフ、ゲートボール競技は、同窓生や地域ごとのチームで編成され、地域づくりに大きく貢献している。

体育施設は、東彼杵町町民グラウンド・テニス場、東彼杵町新港グラウンド、大楠運動場及び千綿児童体育館、彼杵児童体育館、大楠体育館、千綿体育館並びに辺地地区に体育館機能を有する大野原周辺地区集会所と蕪みどり集会所が、その他、町民プールが整備されており、これらを安心して利用してもらうためには、施設の安全性、機能性を確保するよう適切な維持管理に努める必要がある。

また、人口減少を見据え、同種の施設の集約化が課題である。

(2) その対策

《学校教育》

学校は、一人1台端末によるICT技術を活用した学習を通じて地域格差を超えた質の高い教育を行うとともに、本町の豊かな自然環境等に関する学習を充実させる。郷土を愛し、地域の課題を自らのこととして認識し、地域を担う人材を育成するため、これまでの取り組みを継続する。

また、学校教育施設や学校給食センターの老朽改修、バリアフリー化、トイレの洋式化、屋内運動場照明設備のLED化など、安全性や衛生的な環境を備えた安全・安心な施設を計画的に整備する。

その他、小学校及び中学校までの遠隔地からの通学支援を行うために、スクールバスの更新や拡充、老朽化した給食センターの各種設備や調理機材の更新のほか、東彼杵町の次代を担う児童生徒への入学祝金の支給や学校給食の無償化などにより、保護者の経済負担の軽減を図る。

《社会教育》

ハード面では、東彼杵町教育センターの改修を計画的に実施し、適切な維持管理に努める。特に、教育センター分室図書室については老朽化が著しいため、既存施設を取壊したうえで新しい町図書館を建設し、畳のスペースや親子読書スペースの確保、木製低書架や視聴覚関係機器の拡充を行う。

ソフト面では、町図書室と学校図書室とで連携運用している図書館管理システムを使った相互貸出や蔵書の拡充を行うとともに、現在実施している「春の読書フェスティバル」などの取り組みを読み語りボランティアと協働して

開催する。また、町民の生涯学習を支えるために、多様な学習情報の提供と広報活動の推進を積極的に行いながら、青少年、成人及び高齢者を対象とした講座などの充実を図り、交流人口の拡大を図る。

《社会体育》

ハード面では、東彼杵町新港グラウンドのトイレ不足が顕在化しているため新たなトイレを建設する。また、町内に点在している町民体育館の集約化を図り新たな体育館を建設する。町民プールは、町民への一般開放のほか、中学校体育授業との併用となっているため、町民向けの将来需要予測アンケートなどの調査を行い、施設管理区分を含めた見直しを検討するとともに、既存施設の適正管理と機能向上を図る。

その他、スポーツ・レクリエーションによる地域の交流機会の場となる既存施設の安全性、機能性を確保するため、適切な維持管理に努める。

ソフト面では、プロ選手の競技観戦や各種スポーツ団体・協会への財政的支援により、スポーツ参加の切っ掛けや町民スポーツの継続・振興を図る。

また、継続したスポーツ能力測定により、個々の運動能力の長所・短所を知ること、個に適したトレーニング方法の選択や新たなスポーツ挑戦への機会創出を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	小中学校改修工事 (屋根・外壁・内部)	町	
			小中学校長寿命化工事	町	
			小中学校トイレ改修工事	町	
		屋内運動場	小中学校屋内運動場改修工事 (屋根・外壁・内部)	町	
			小中学校屋内運動場長寿命化工事	町	
			小中学校屋内運動場トイレ改修工事	町	
			小中学校屋内運動場照明設備改修工事	町	
		屋外運動場	小学校遊具改修工事	町	
			小中学校防球ネット改修工事	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設	水泳プール	小中学校プール改修工事	町	
		スクールバス・ボート	スクールバス更新・拡充事業	町	
		給食施設	給食センター改修工事 (屋根・外壁・内部)	町	
			給食センター空調源設備設置工事	町	
			給食センター備品購入事業	町	
		その他	小中学校防犯カメラ設置事業	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等	公民館	東彼杵町教育センター長寿命化工事 (屋根・外壁・内部)	町	
		集会施設	辺地集会施設長寿命化工事 (屋根・外壁・内部)	町	
			辺地集会施設屋内運動場照明設備改修工事	町	
		体育施設	町民体育館新築工事	町	
			町体育施設営繕事業	町	
			彼杵児童体育館駐車場拡張整備事業	町	
			東彼杵町新港グラウンドトイレ設置事業	町	
		図書館	町図書館新築工事	町	
	(4) 過疎地 域持続的 発展特別事業	義務教育	スクールソーシャルワーカー活用事業	町	
			小中学校入学祝金交付事業	町	
			学校給食費無償化事業	町	
		生涯学習・ スポーツ	プロスポーツ観戦事業	町	
			スポーツ能力測定事業	町	
			体育協会支援事業	協会	
スポーツクラブひがしそのぎ助成事業			団体		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	過疎基金積立金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少、少子高齢化の進展などにより、地域の担い手や農林漁業従事者の高齢化及び後継者不足から、集落のコミュニティ機能低下が危惧されている。

また、核家族化や就業形態の多様化等、生活様式や価値観の変化などから、地域活動の維持や住民の相互支援体制の脆弱化が進む一方、地域における課題は多様化、増大化する傾向にあることから、地域コミュニティの維持・活性化を図り、持続可能な地域社会を形成していくことが必要である。

(2) その対策

若年層を中心とした人口流出の防止や定住促進、農業体験等を通じた交流・関係人口の増加をめざすとともに、地域住民の主体的・自立的活動の活性化に結び付くよう、自治会をはじめとした地縁団体などの活動支援を推進する。

併せて地域文化、スポーツ、まつり等の行事を通じてこれまで培われてきた地域コミュニティ活動の維持発展を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	【再掲】 地域コミュニティ活動支援事業	自治会
		基金積立	過疎基金積立金	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町内には、県指定有形文化財「キリシタン墓碑」のほか、3つの県指定文化財と、7つの町指定文化財があり、地域の歴史を現在に伝える有形・無形の貴重な財産として、その保存と活用が必要である。

このうち県指定無形民俗文化財の「千綿の人形芝居」については、地域での保存・伝承活動が行われているが、住民の高齢化による担い手不足等の課題に対する支援が急務である。

また、本町では町の歴史的文化遺産等の資料を収集、保管、展示し、利用に供することにより、町民の教養と郷土愛を深めることを目的に、博物館法の規定に基づく東彼杵町歴史民俗資料館を平成6年に設置している。後世に町の歴史を正しく伝える資料館の役割は大きく、老朽化した施設と陳腐化した設備や展示構成等の更新が必要である。

地域の芸術文化活動については、東彼杵町文化協会に加盟する18団体を中心にふるさと文化展やふるさと芸能大会などで活動発表が行われている。

地域の芸術文化の振興を図るためには、地域住民の自主的な活動を助成するとともに、美術、工芸をはじめ音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

表17 東彼杵町の指定文化財一覧 (令和4年4月1日現在)

指定	種別	名称	所在地
県	有形文化財	キリシタン墓碑	瀬戸郷
県	無形民俗文化財	坂本浮立	坂本郷
県	無形民俗文化財	千綿の人形芝居	千綿宿郷
県	史跡	彼杵の古墳(ひさご塚)	彼杵宿郷
町	天然記念物	太ノ原のオガタマノキ	中尾郷
町	天然記念物	中山の大クワ	中尾郷
町	史跡	二十六聖人船出の地	彼杵宿郷
町	史跡	川原悠々役宅跡	瀬戸郷
町	史跡	安全寺跡	蔵本郷
町	史跡	弁財天	坂本郷
町	史跡	釜ノ内乙名屋敷跡	坂本郷

(2) その対策

ソフト面では、町内に伝わる有形・無形の文化財については、その保存活用に取り組む地域の団体と連携しながら適切に保存して後世に伝えるとともに、文化財を活用した活気ある地域社会を実現するための活動を支援する。また、多くの地域住民が多様な芸術文化に触れる機会を創出することに加え、東彼杵町文化協会等と連携して地域住民の自主的な活動を支援する。

ハード面では、東彼杵町歴史民俗資料館及び東彼杵町文化ホールの改修などを計画的に実施し、適切な維持管理に努める。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設 等	地域文化振興 施設	東彼杵町文化ホール改修事業 (屋根・外壁・内部)	町	
			東彼杵町文化ホール設備・機材更新事業	町	
			東彼杵町歴史民俗資料館設備・機材更新事業	町	
			東彼杵町歴史民俗資料館展示物構成更新事業	町	
	(2) 過疎地 域持続的 発展特別事業	地域文化振興	文化協会補助事業	町	
			千綿の人形芝居保存継承事業	団体	
			文化財保存育成事業	町	
	基金積立	過疎基金積立金	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、総面積の約61%を森林が占めており、町民にうるおいとやすらぎを与えるなどの様々な公益的機能を有しており、この豊かな自然環境を守っていくためにも、環境に負荷のかけない新・省エネルギーの導入・活用が求められている。

(2) その対策

新エネルギーの導入・活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の促 進	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	再生可能エネ ルギー利用	太陽光発電システム設置補助事業	町	
		基金積立	過疎基金積立金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、東彼杵町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

町内の公共施設等は老朽化が進んでおり、今後、大規模修繕や建て替え等を行う時期を迎えるため、多額の財源の確保が必要となり、計画的な管理が必要となっている。

(2) その対策

町内の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	公共施設等総合管理計画更新事業	町	

事業計画（令和4年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住 移住定住促進事業 【内容】移住定住に関する相談窓口を設置し、都市部での移住相談会などの相談体制を整える。外部への情報発信により当町の魅力を伝える。 【必要性】移住・定住の促進、コミュニティの維持・活性化のため必要である。	町	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		移住支援金交付事業 【内容】移住支援金を交付することで移住を促進し、東京圏の一極集中を是正するとともに地方移住の促進により担い手不足の解消を図る。 【必要性】移住の促進、コミュニティの維持・活性化のため必要である。	町	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		空き家活用促進支援事業 【内容】空き家の提供者、入居者に対する奨励金交付及び空き家の改修費用に対する補助を行う。 【必要性】空き家対策、コミュニティの維持・活性化のため必要である。	町	コミュニティの維持・活性化を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		持家奨励金交付事業 【内容】町内に定住する目的で新築住宅又は中古住宅を取得した方に奨励金を交付し、移住定住の促進を図る。 【必要性】移住・定住の促進、コミュニティの維持・活性化のため必要である。	町	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		お試し住宅田舎暮らし体験事業 【内容】移住を検討される方に一時的に町内での暮らしを体験できるお試し住宅「大迫の家」を最大30日提供し、移住の促進を図る。 【必要性】移住の促進、コミュニティの維持・活性化のため必要である。	町	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4)過疎地 域持続的発 展特別事業	移住・定住	結婚新生活支援事業 【内容】新婚世帯の民間賃貸住宅の家賃を補助し、少子化対策の強化と定住促進を図る。 【必要性】移住の促進、コミュニティの維持・活性化のため必要である。	町	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			遠距離通勤応援事業 【内容】町外に通勤されている方に対して、公共交通機関及び自家用車利用による通勤経費の一部を補助し、定住促進を図る。 【必要性】移住の促進、コミュニティの維持・活性化のため必要である。	町	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域間交流	そのぎ茶市開催支援事業 【内容】新茶が採れる時季に合わせて開催される茶市の開催経費に対して補助金を交付することで、そのぎ茶のPR及び地域活性化に繋げる。 【必要性】町内農産物のPRや消費拡大を推進することで地域農業の活性化を図る。	商工会	昭和の時代から続く「そのぎ茶市」は、町内外に広く認知され、産業の活性化や関係人口の増加に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			そのぎ花火大会開催支援事業 【内容】旧暦のお盆に毎年開催される花火大会の開催経費に対して補助金を交付することで、関係人口の拡大を図る。 【必要性】イベントを開催することで、交流人口の拡大及び地域PRを図る。	商工会	昭和の時代から続く「花火大会」は、町内外に広く認知され、住民交流や関係人口の増加に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4)過疎地 域持続的発 展特別事業	地域間交流	町のPR動画制作事業 【内容】本町の特産物である「その ぎ茶」の歴史や観光・グルメをド キュメンタリー化した動画を制 作し、重点道の駅の情報発信コー ナーや歴史民俗資料館での常設 放映、YouTubeなどを使った全世 界への発信により、関係人口の拡 大及び移住定住関係人口の拡大 を図る。	町	外部の視点で 地域の魅力や 資源を映像化 し、国内はも とより海外へ 発信すること は、地域の続 的発展に資す る取り組みで あり、その効果 は将来に及ぶ。
			地域コミュニティ活動支援事業 【内容】地域コミュニティの維持経 費の一部を補助することで、地域 の交流を促進する。 【必要性】住民相互の連携により地 域の発展と活性化を図り、住民自 らが考え住み良い地域社会を築 くために必要。	町	住民相互の連 携により地域 の発展と活性 化及び地域間 交流を図るた めの取り組み であることか ら、地域の持 続的発展に資 するものであ り、その効果 は将来に及ぶ。
	人材育成	地域おこし人材活用事業 【内容】地域おこし協力隊をはじめ とした地域外の新たな価値観を 持つ人材を活用することで、地域 資源の活用や生産活動の支援、地 域の魅力発信などを行う。 【必要性】新たな地域の核となる人 材の活用が必要である。	町	外部の視点で 地域の魅力や 資源の活用を 図り、地域振 興に寄与する 図るための取 り組みである ことから、地 域の持続的発 展に資する取 り組みであり 、その効果は 将来に及ぶ。	
		通学費応援事業 【内容】高校生や大学生の通学経費 に対し助成することで、将来を担 う人材の育成を図る。 【必要性】修学における経済負担を 軽減することで、経済的な理由に よる学びの機会喪失を抑制する ために必要である。	町	将来、地域で活 躍する人材の 育成に繋がる 取り組みであ ることから、そ の効果は将来 に及ぶ。	
	基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事 業における過疎債を財源とした 基金の積み立てを行い、必要に応 じて取り崩し、持続的発展に向け た事業を実施する。	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	第 1 次産業	<p>全国茶品評会対策支援事業</p> <p>【内容】全国茶品評会での日本一獲得に向けた活動費に対し支援を行う。</p> <p>【必要性】農業者の高齢化や担い手不足の中、農村地域や農業の振興のためには、付加価値の高い農産物を生産・販売する取り組みが必要である。</p>	農業団体	農産物の付加価値向上及びブランド化を通じて、農業経営の安定化を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			<p>新規就農者支援事業</p> <p>【内容】新規就農者に対し、就農にあたっての生活費及び施設等整備に向けた費用の補助を行う。</p> <p>【必要性】新規就農者は、農業経営が安定しないことから、生活費などを補助することで、就業者の確保育成を図り農村活力の向上を図る。</p>	新規 就農者	農業者の減少及び高齢化対策としての取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			<p>多様な担い手支援事業</p> <p>【内容】半農半Xなど新たな担い手に対し、新規就農者に準じて生活費及び施設等整備に向けた費用の補助を行う。</p> <p>【必要性】兼業新規就農者は、農業経営が安定しないことから、生活費などを補助することで、多様な就業者の確保を図り農村活力の向上を図る。</p>	新規 就農者	農業者の減少及び高齢化対策としての取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			<p>共同利用機械導入更新事業</p> <p>【内容】国県の補助事業を活用して導入・更新する農業機械に対して事業費の一部を補助する。</p> <p>【必要性】農業所得の向上と担い手確保のために必要となる農業機械の整備について、高額となる初期費用の負担を軽減し、農業経営の効率化や安定化・高収益化等を図るため。</p>	取組主体	農業経営に係る負担を軽減し、経営規模拡大を後押しすることは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			<p>施設園芸経営支援事業</p> <p>【内容】国県補助事業または制度資金で整備した園芸用ハウスに対して経営費の一部に補助を行う。</p> <p>【必要性】施設園芸は建設費や光熱費、その他維持管理費などの負担が大きく、その負担を軽減し安定した経営を図るため。</p>	農業団体	農業経営に係る負担を軽減し、経営規模拡大を後押しすることは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	第 1 次産業	家畜診療所整備拡充事業 【内容】身近な家畜診療所の設置経 費の一部に補助を行う。 【必要性】肉用牛の安定生産による 肉用牛農家の経営安定を図るた め。	NOSAI	肉用牛農家の 経営安定を図 ることは、地域 の持続的発展 に資する取り 組みであり、そ の効果は将来 に及ぶ。
			優良雌牛確保支援事業 【内容】肉用優良繁殖雌牛を畜産農 家に対し、市場価格より低下で供 給する事業 【必要性】肉用子牛の安定生産によ る肉用牛農家の経営安定のため。	J A	肉用牛農家の 経営安定を図 ることは、地域 の持続的発展 に資する取り 組みであり、そ の効果は将来 に及ぶ。
			肉用牛肥育経営安定対策事業 【内容】肉用牛肥育経営安定交付金 制度積立金の一部を補助し、肉用 牛の安定生産を図る。 【必要性】肉用牛の安定生産による 肉用牛農家の経営安定を図るた め。	農業団体	肉用牛農家の 経営安定を図 ることは、地域 の持続的発展 に資する取り 組みであり、そ の効果は将来 に及ぶ。
			森林組合林業振興事業 【内容】郡森林組合の育成強化のた め、施設整備、林業グループ指導 助成費などの一部を助成する。 【必要性】林業者の減少及び高齢化 対策として支援を行う必要がある ため。	森林組合	森林資源の利 用促進を図る ための取り組 みであること から、地域の持 続的発展に資 するものであ り、その効果は 将来に及ぶ。
			ひとが創る持続可能な漁村推進事 業 【内容】漁業技術取得受講者に対す る研修費等の支援、指導者への謝 金支給を行う。 【必要性】漁業者の減少及び高齢化 対策として、地域漁業の実情に 沿った新規漁業就業者を確保育 成することで漁村活力の向上を 図る。	町	漁業者の減少 及び高齢化対 策としての取 り組みである ことから、地域 の持続的発展 に資するもの であり、その効 果は将来に及 ぶ。
			海底耕うん支援事業 【内容】大村湾漁協が実施する海底 耕うん事業に対する支援を行う。 【必要性】大村湾の水産振興を図 り、漁獲量の安定を図るため。	大村湾 漁協	大村湾におけ る安定的な漁 業経営を図る ための取り組 みであること から、地域の持 続的発展に資 するものであ り、その効果は 将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	商工業・6 次産業化	商工会経営改善普及事業 【内容】地域商工業の指導的役割を担う商工会の運営経費の一部を補助する。 【必要性】本町の経済基盤を支えている中小企業者の経営安定が不可欠であり、その指導を行う商工会の経営安定を図る必要があるため。	商工会	中小企業者の経営安定や技術向上、資金力強化、人材確保を支援するための持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			商工会地域総合振興事業 【内容】東彼商工会に加盟する商工業者の青年女性の活動経費の一部を助成する。 【必要性】商工業者の青年や女性の活動を支援し、商工業の活性化や担い手の育成を図る必要があるため。	商工会	中小企業者の担い手育成や経営の活性化を支援するための持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			商店街街路灯管理事業 【内容】商店街街路灯の管理経費の一部を助成する 【必要性】町内商業の振興及び防犯対策として必要があるため。	管理 組合	商業の振興及び防犯対策を支援するための持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			空き店舗等活用促進事業 【内容】町内の空き店舗を賃借して開業する者に、店舗改装の費用及び賃借料の一部を補助する。 【必要性】店舗改装費等を支援することで、創業者の確保及び空き家対策を図る必要があるため。	町	創業者の創出及び防犯対策のための持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		観光	観光協会運営費補給事業 【内容】町内観光の推進を担う観光協会の運営経費を補助する。 【必要性】町内の観光資源の発掘や観光企画の立案・PRを行う観光協会の財政運営の安定を図る必要があるため。	町	観光協会の運営の安定を図り、町内観光の振興を図る取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
企業誘致	工場等設置奨励事業 【内容】工場等の新設又は増設した企業の支援のため、東彼杵町工場等設置奨励条例に基づく奨励金の交付を行う。 【必要性】工業等の振興の推進と雇用の創出、安定のために奨励金の交付は必要である。	町	工業等の振興の推進と雇用の創出、拡大、安定を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	その他	そのぎ茶ブランド化推進事業 (販路拡大・PR等事業) 【内容】「そのぎ茶」のブランド化 活動事業に対し支援を行う。 【必要性】農業者の高齢化や担い手 不足の中、農村地域や農業の振興 のためには、付加価値の高い農産 物を販売する取り組みが必要で ある。	協議会・ 県協会・ 九州茶産 地協議会	農産物の付加 価値向上及び ブランド化を 通じて、農業経 営の安定化を 図るための取 り組みである ことから、地域 の持続的発展 に資するもの であり、その効 果は将来に及 ぶ。
		基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事 業における過疎債を財源とした基 金の積み立てを行い、必要に応じて 取り崩し、持続的発展に向けた事業 を実施する。	町	
3 地域にお ける情報化	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	デジタル技 術活用	LINE活用事業 【内容】行政手続きにかかる各種届 出等申込などに活用 【必要性】町民がLINEアプリ機能を 活用して各種行政手続き等をで きるようにし、利便性の向上を図 るため。	町	
		基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事 業における過疎債を財源とした基 金の積み立てを行い、必要に応じて 取り崩し、持続的発展に向けた事業 を実施する。	町	
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(9) 過疎地 域持続的発 展特別事業	公共交通	地域公共交通計画策定事業 【内容】公共交通計画策定に要する 経費を地域公共交通活性化協議 会に対し補助を行う。 【必要性】持続可能な公共交通の運 行体系を確立する必要があるた め。	協議会	持続可能な公 共交通体系の 確立に資する ものであり、そ の効果は将来 に及ぶ。
			生活交通路線維持補助金交付事業 【内容】過疎で利用者が減少したJ Rバス株式会社が運行する路線 バス運行費用の一部を負担する。 【必要性】地域住民の交通手段の確 保と公共交通体制の維持を図る ため。	町	地域住民の交 通手段の確保 と公共交通体 制の維持に資 するものであ り、その効果 は将来に及ぶ。
			町営バス運行事業 【内容】道路運送法第78条第2号 に基づく自家用有償旅客運送 【必要性】交通弱者のための不採算 路線の運行であり、公共交通の維 持のため必要である。	町	交通弱者の交 通手段の確保 に資するもの であり、その効 果は将来に及 ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(9)過疎地 域持続的発 展特別事業	公共交通	地域コミュニティ自動車運行事業 【内容】町営バスでカバーできない 地域自治会等が無償で運行する コミュニティ自動車の運行経費 の補助を行う。 【必要性】無償運行のため、その経 費への補助が必要である。	自治会 等組織	交通弱者の交 通手段の確保 に資するもの であり、その効 果は将来に及 ぶ。
			デマンド交通実証及び運行事業 【内容】利用者が減少し続けている 地域において、予約に応じて運行す るデマンド交通を実施する。 【必要性】利用減少が続き財政負担 額が増大している町営バスについ て、利便性向上と運行効率性向上を 図る必要があるため。	町	交通弱者の交 通手段の確保 に資するもの であり、その効 果は将来に及 ぶ
		基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事 業における過疎債を財源とした基 金の積み立てを行い、必要に応じて 取り崩し、持続的発展に向けた事業 を実施する。	町	
5 生活環境 の整備	(7)過疎地 域持続的発 展特別事業	生活	漏水調査事業 【内容】水道管の漏水調査 【必要性】漏水を早期に発見して大 規模漏水事故を未然に防ぐため、 調査が必要である。	町	環境保全に寄 与しつつ、飲料 水の安定供給 を図るための 取り組みであ ることから、地 域の持続的発 展に資するも のであり、その 効果は将来に 及ぶ。
		環境	浄化槽維持管理費助成事業 【内容】下水道事業区域外に設置さ れた個人設置合併浄化槽の維持 管理費の一部を補助する。 【必要性】維持管理費の一部補助を 行う事で、浄化槽設置の普及を図 り、大村湾などの水質改善に必要 なため。	町	環境保全に寄 与するための取 り組みである ことから、地域 の持続的発展 に資するもの であり、その効 果は将来に及 ぶ。
		防災・防犯	防災情報提供システム運用事業 【内容】防災情報システム（イン フォカナル）の通信を確保し、シ ステムの安定運用を図る。	町	
		基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事 業における過疎債を財源とした基 金の積み立てを行い、必要に応じて 取り崩し、持続的発展に向けた事業 を実施する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8)過疎地 域持続的発 展特別事業	児童福祉	放課後児童対策補助事業 【内容】町立小学校の児童で、放課後に家庭において保護を受けることができない児童に対し、適切な遊び場等の提供を行う、社会福祉法人等の事業費の一部に補助を行い、児童の健全な育成を図る。	町	児童の健全育成を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			子育て用品購入費補助金 【内容】母子手帳交付の日から1歳になる前日までに購入した子育て用品の購入費を補助することで子育て支援を図る。	町	乳児育児に係る負担軽減を図る少子化対策等の取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			保育料無償化事業 【内容】町内に住所があり、就労等に伴い保育が必要な子どもの保護者に対し、保育料を全額補助することで経済的な負担を感じることなく、すべての子どもが教育・保育を受けられるよう、子育て世代の支援を図る。	町	子育て世代の負担軽減を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	高齢者・障 害者福祉		百寿祝金支給事業 【内容】満100歳の長寿をお祝いし、長寿を顕彰する。	町	
			敬老行事助成事業 【内容】敬老の日前後に開催される、高齢者の長寿をお祝いする事業の開催費を助成する。	自治会	長寿を顕彰するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			いきいきサロン運営費補助事業 【内容】高齢者が地域でいきいきと生きがいのある生活を送るため、町内各地で催されるサロンの活動費の一部を補助する。	サロン 組織	高齢者の生きがいづくりのための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者・障害者福祉	緊急通報システム活用事業 【内容】一人暮らし高齢者や死体障害者の在宅時の見守りや緊急時の通報を容易にするシステムを提供することで、住み慣れた在宅での暮らしに対する不安軽減を図る。	町	過疎が進む中、高齢者が住み慣れた地域で生活するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			高齢者タクシー券利用助成事業 【内容】運転免許証を不所持又は返納した75歳以上の高齢者に対し、通院や買い物の際に使用できるタクシー券を交付する。 【必要性】過疎で公共交通機関が不便な本町に於いて、住み慣れた地域で暮らす交通弱者の移動手段の確保は、不可欠である。	町	高齢者が住み慣れた地域で生活するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			シルバー人材センター運営費補助事業 【内容】シルバー人材センターの運営費の一部を補助し、高齢者の職の安定を図る。	シルバー人材センター	高齢者の職の確保のための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	健康づくり		食生活改善団体支援事業 【内容】食生活改善推進員の養成等に資する事業や減塩活動などの協議会活動費の一部を補助し、健康の増進を図る。 【必要性】健康づくりボランティアの育成は、住民の生活習慣病予防に必要である。	協議会	町民の健康向上を図る取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			いきいき百歳体操取組支援事業 【内容】過疎地に於いて、百歳まで住み慣れた地域で暮らすには、健康を維持することが必要なため、取組組織の活動費の一部を補助する。 【必要性】高齢者の健康を維持するには、日頃からの運動の継続が必要不可欠である。	取組組織	町民の健康向上を図る取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	その他	民生委員活動援助事業 【内容】民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。 【必要性】民生委員活動及び地区民児協等の事業運営の充実を図り、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。	町	住民の福祉の向上に資する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			出産祝い金事業 【内容】本町に1年以上定住する夫婦が、出産したときに祝い金を支給する。 【必要性】：次世代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長に寄与するとともに子育て世帯の経済的な支援を行う必要があるため。	町	子育て支援・出生率の向上に資する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			育児報奨金事業 【内容】本町で出生した第3子以降の子が満1歳に達したときに、育児報奨金を支給する。 【必要性】次世代を担う子どもの成長を祝福するとともに、子育て世帯の経済的な支援を行う必要があるため。	町	子育て支援・出生率の向上に資する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			特定不妊治療費助成事業 【内容】体外受精等に要する費用の一部を助成する。 【必要性】不妊治療にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る必要があるため。	町	妊娠出産を希望する夫婦への財政的支援・出生率の向上に資する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事業における過疎債を財源とした基金の積み立てを行い、必要に応じて取り崩し、持続的発展に向けた事業を実施する。	町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	スクールソーシャルワーカー活用事業 【内容】教育分野だけでなく、社会福祉等の専門的知識・技術を備えたスクールソーシャルワーカーを配置する。 【必要性】児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、様々な環境におかれた児童生徒の支援を図るため。	町	児童生徒の精神的な問題の軽減などの取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	(4)過疎地 域持続的発 展特別事業	義務教育 小中学校入学祝金交付事業 【内容】小中学校児童生徒がいる 家庭に対し、入学初期にかかる費 用負担の軽減を図る。 【必要性】次代を担う児童又は生 徒の入学の節目を祝福し、養育者 をねぎらうとともに、子育て家庭 等の経済的負担の軽減を図る必要 があるため。	町	子育て支援 施策や子育 て世代の移 住定住の促 進と転出抑 制策として、 地域の持続 的發展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶ。
		学校給食費無償化事業 【内容】小中学校児童生徒がいる 家庭に対し、学校給食費の無償化 を実施する。 【必要性】保護者の経済的負担の 軽減により、子供たちの安心で充 実した「食の環境」を整える取り組 みを進める必要があるため。	町	子育て支援 施策や子育 て世代の移 住定住の促 進と転出抑 制策として、 地域の持続 的發展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶ。
		生涯学習・ スポーツ プロスポーツ観戦事業 【内容】県内で開催される様々な プロスポーツ観戦の機会を提供す る。 【必要性】プロスポーツを直接観戦 する機会を設けることにより、ス ポーツへの関心や競技力向上を 図るため。	町	直接観戦す る機会の創 出は、スポー ツ振興に資 する取り組 みであるこ とから、地域 の持続的発 展に資する ものであり、 その効果は 将来に及ぶ。
		スポーツ能力測定事業 【内容】小学生を対象とした6種目 の運動能力を測定し、今後のト レーニング方法などへの活用を 図る。 【必要性】過疎により競技できるス ポーツが限られているため、ス ポーツ能力測定により、個に適し たスポーツ特性の発見に必要な ため。	町	児童生徒の スポーツ振 興に資する 取り組みで あることか ら、地域の持 続的発展に 資するもの であり、その 効果は将来 に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	(4) 過疎地 域持続的 発展特別事業	生涯学習・ スポーツ	<p>体育協会補助事業</p> <p>【内容】体育協会の活動費の一部を助成する。</p> <p>【必要性】本町のスポーツ振興・普及の目的達成に必要な事業である。</p>	協会	<p>地域のスポーツ振興及び普及のための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>スポーツクラブひがしそのぎ助成事業</p> <p>【内容】総合型スポーツクラブの活動費の一部を助成する。</p> <p>【必要性】本町のスポーツ振興・普及の目的達成に必要な事業である。</p>	団体	<p>総合型スポーツの普及のための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		基金積立	<p>過疎基金積立金</p> <p>【内容】過疎地域持続的発展特別事業における過疎債を財源とした基金の積み立てを行い、必要に応じて取り崩し、持続的発展に向けた事業を実施する。</p>	町	
9 集落の整 備	(2) 過疎地 域持続的 発展特別事業	集落整備	<p>【再掲】</p> <p>地域コミュニティ活動支援事業</p>	自治会	
		基金積立	<p>過疎基金積立金</p> <p>【内容】過疎地域持続的発展特別事業における過疎債を財源とした基金の積み立てを行い、必要に応じて取り崩し、持続的発展に向けた事業を実施する。</p>	町	
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地 域持続的 発展特別事業	地域文化振 興	<p>文化協会補助事業</p> <p>【内容】文化協会の活動費の一部を助成する。</p> <p>【必要性】本町の文化振興・普及の目的達成に必要な事業である。</p>	町	<p>地域の文化振興及び普及のための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	地域文化振 興	千綿の人形芝居保存継承事業 【内容】長崎県指定無形民俗文化財 継承のため、外部講師招聘などに 要する費用を助成する。 【必要性】承継者の高齢化が進み、 存亡の危機に直面している文化 財伝承者の育成は急務である。	指定 団体	伝統文化財 振興及び継 承のための 取り組みで あることか ら、地域の 持続的発展 に資するも のであり、 その効果は 将来に及ぶ。
			文化財保存育成事業 【内容】長崎県指定無形文化財の保 存継承のために必要な費用を助 成する。 【必要性】高齢化が進む本町におい て、伝統芸能の保存継承は急務で ある。	町	伝統文化財 振興のため の取り組み であること から、地域 の持続的発 展に資する ものであり、 その効果は 将来に及ぶ。
	基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事 業における過疎債を財源とした基 金の積み立てを行い、必要に応じて 取り崩し、持続的発展に向けた事業 を実施する。	町		
11 再生可能 エネルギー の利用の促 進	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	再生可能エ ネルギー利 用	太陽光発電システム設置補助事業 【内容】太陽光発電設備の設置に要 する費用の一部を助成する。 【必要性】再生エネルギーの利用促 進は、地球温暖化防止に資するた め。	町	S D G s 推 進のため の取組み であるこ とから、 地域の 持続的発 展に資 するも のであ り、その 効果は 将来に 及ぶ。
		基金積立	過疎基金積立金 【内容】過疎地域持続的発展特別事 業における過疎債を財源とした基 金の積み立てを行い、必要に応じて 取り崩し、持続的発展に向けた事業 を実施する。	町	
12 その他地 域の持続 的発展に 関し必要 な事項	(1) 過疎地域持続的発展 特別事業		公共施設等総合管理計画更新事業 【内容】公共施設等総合管理計画の 策定を委託する。 【必要性】老朽化が進んでいる公共 施設等の修繕や更新に多額の財 源が必要となるため、計画的な管 理が必要である。	町	財政負担を軽 減・平準化す るとともに、 公共施設等 の最適な配 置に係る 効果が将来 に及ぶ。